

教育民生常任委員会  
予算常任委員会教育民生分科会

(平成26年6月20日)

○ 中川雅晶委員長

ただいまから教育民生常任委員会、予算常任委員会教育民生分科会を開催させていただきます。

土井委員は欠席というふうにお伺いをさせていただいております。

傍聴者の方については、報道機関の方、ほか市民の方、多数みえておられますので、よろしく願いいたします。

あと、インターネット中継についてですが、当委員会におきましても、本日はインターネット中継を行っております。ご協力のほう、よろしく願いをいたします。

本日の審査スケジュールについてでございますが、この後、健康福祉部、こども未来部、そして教育委員会の順番で行わせていただきます。

教育民生常任委員会に付託されておりますのは、議案がこども未来部所管の1件、それから教育委員会所管で2件、また、予算常任委員会教育民生分科会として所管する部局の予算審査を行ってまいります。

それから、健康福祉部関係の請願が2件ございます。請願第3号並びに請願第5号ともに請願者から請願趣旨について意見陳述の申し出があり、当委員会への出席を許可させていただいております。請願第3号については、この後、最初に審査を行わせていただきますが、請願第5号については、請願者の方が午後1時よりお越しいただく予定になっておりますので、審査の進行状況によっては、審査順序の入れかえ等を行わせていただきますので、ご了承だけよろしく願いいたします。

そのほか、協議会の開催については、教育委員会から3件の申し出がありましたので、よろしく願いをいたします。

所管事務調査についてですが、6月定例会議会中に所管事務調査を行うかどうかというところなんです、もし冒頭、これをというのがあれば申し出いただきたいのですが。なければ、また審査の中で。ありますか。

○ 豊田政典委員

さきの一般質問で、加納議員が幼稚園の子供の数について質問されて、保育園とあわせて、現状の考え方について取り上げてほしいなと思います。

○ 中川雅晶委員長

これを休会中ではなくて今定例月議会中ということですね。休会中ですか。

休会中はまた後から確認しますので、今定例月議会中でもし取り上げることがあればまた、今でも結構ですし、なければ、審査の中においても出てきたら日程を何とか調整してやらせていただきます。休会中の調査については、また後ほど協議をさせていただきますので、よろしく願いをいたします。

それでは、まず、健康福祉部の請願第3号から審査のほうをさせていただきたいと思っておりますので、よろしく願いをいたします。

請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出について

○ 中川雅晶委員長

請願第3号手話言語法制定を求める意見書の提出についてを議題とさせていただきます。

本日の請願審査に伴いまして、請願者の方が請願趣旨について意見陳述を行うためにお越しいただいております。

なお、審査に先立ちまして、本日、傍聴者から会報に使用する目的で委員会の様子を写真撮影したいという申し出がありました。四日市市議会委員会等傍聴規程第9条第4項に基づき、申し出のあった目的以外に使用しないことを条件に、趣旨説明の冒頭部分に限り、傍聴者からの撮影を許可いたします。

それでは、審査のほうを行いたいと思います。

請願文書、朗読、事務局、よろしく願いいたします。

○ 一海議会事務局主幹

議会事務局、一海でございます。

それでは、請願趣旨を朗読させていただきます。

請願趣旨。手話とは、日本語を音声ではなく手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語です。手話を使う聾者にとって、聞こえる人たちの音声言語と同様に、大切な情報獲得とコミュニケーションの手段として大切に守られてきました。しかしながら、聾学校では手話は禁止され、社会では手話を使うことで差別されてきた長

い歴史がありました。

2006年（平成18年）12月に採択された国連の障害者権利条約には、「手話は言語」であることが明記されています。障害者権利条約の批准に向けて日本政府は国内法の整備を進め、2011年（平成23年）8月に成立した「改正障害者基本法」では「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」と定められました。

また、同法第22条では国・地方公共団体に対して情報保障施策を義務づけており、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現することが必要であると考えます。

請願事項。手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に広め、聞こえない子どもが手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話を使い、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備を目的とした「手話言語法（仮称）」の制定を求める意見書を四日市市から国へ提出していただけるよう求めます。

朗読は以上でございます。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

続きまして、請願者の方から趣旨説明についての意見陳述をさせていただきますが、今回、請願者の方より、インターネット中継に映る場所で意見陳述を行いたいとの申し出がありました。理由は、多くの聴覚障害者の方々がインターネット中継を視聴する予定であり、インターネット中継を介して手話による趣旨説明等を伝えたいということでございます。請願趣旨を鑑み、委員会としてはこれを認めますので、意見陳述を行う方々は、そちらの席のほうへ移動していただけますでしょうか。

それでは、請願者の方には請願趣旨について意見陳述を行っていただきますので、よろしくお願いたします。

また、先ほど申し上げました請願の趣旨説明の冒頭部分での写真撮影を許可させていただきますので、冒頭部分だけの写真撮影をよろしくお願いたします。

それでは、請願者の方、よろしくお願いたします。

## ○ 請願者（山本）

本日、当委員会が開かれるにあたり、お招きいただきましてありがとうございます。出席させていただき、ありがとうございます。

請願の理由は、以前、昔より歴史的にあったつらい体験を私からお話ししたいと思いません。

さかのぼること明治11年、京都に盲聾啞院という全国で初めての聾学校が設立されました。そこから、手話で学んで、手話を使ってという教育が行われていたんですが、聞こえない者の知識を高め、全国に聾学校が設立されるに至りました。

しかし、昭和の初期、ヨーロッパのほうから口話法というモデルが出され、それがよいということになり、その影響を受け、昭和の初期から口話法という教育を日本国が訓示として各都道府県に通達し、全国の聾学校のほとんどに口話法教育という方法が広まりました。

実際、口話法というのは口で話すという練習です。それは非常に大変なものでした。しかし、さらに手話を使うということが禁止されました。聞こえない者同士の会話はそれでは十分ではなく、知識もなかなか上がらない状況でした。ずっと聾学校ではそういう教育、口話法の教育が広まっていきました。最もいけないことというか、まずいことは、私たち聞こえない者の心が奪われた、精神が奪われた、言語が奪われたという、そういうつらい積み重ねがありました。

今は、まだ差別、例えば手話を使っているのはみっともないというような差別が残っております。口話教育が広まったとき、口話でスムーズに話せる聾者というのは非常に現在少ないですね。つまり、口話教育は効果がなかったということです。これは国の責任でもあると思っています。

手話は、私たちは先輩からずっと守り継がれてまいりました。なので、手話がなくなることなく、禁止されてもずっと保たれてきました。大切に先輩から受け継がれてきた、手話は必要なのだという思いで守り継がれてきた歴史があります。今も皆さん手話で会話することが聾者にとっては必要です。どこでも誰でも手話を使いたい。例えば、筆談では、やはり限界がありますね。自分の思いをそのまま書記日本語としてあらわすのは非常に難しいので。なので、手話は言語である、大事な言語であるというふうに私は訴えたいと思います。なので、言語として整備をお願いしたいという次第です。

四日市ろうあ福祉会みんなの思いとして、今、訴えさせていただきました。

## ○ 請願者（倉野）

失礼いたします。三重県聴覚障害者協会事務局長の倉野と申します。

今回は、この委員会の場で、私たち聞こえない者のために手話通訳を配置していただき、まことにありがとうございます。傍聴者の皆様、インターネットを見てくださる皆様に対しても、私たちの手話が見ていただけるようにという配慮をいただき、そういうことも非常にありがたく思っています。感謝申し上げます。そういう配慮をいただけたという地域、そういう地域はまだまだ少ないです。ほかの地域の議会では、手話通訳をつけてほしいと依頼をしても断られるという例もまだ珍しくはありません。そんな中、そういう現状があります。

ことしの1月に日本国が障害者権利条約を批准しました。そこで手話は言語であるということが明記されております。あらゆる場面で権利として尊重される、権利として守られるという内容です。これは、障害者の特性に合ったコミュニケーション方法を言語、情報を保障しなければならないと書かれております。日本も障害者権利条約を批准するに当たり、障害者基本法というものが改正されました。差別解消法もしかりです。新しくつくられることになりました。

しかし、実際、我々聞こえない者は、じゃ、生活が変わったのかというと、まだまだそういう変化は見えない状況にあります。特に、現在、私は手話通訳を通して皆様に意思疎通を図っております。意見を伝えております。手話通訳派遣事業というのは大切な事業です。市町村の義務となっております。ところが、三重県の中で手話通訳の派遣事業が実施されている地域は、まだ80%ほどにとどまっております。全国も似たような状況であります。80%程度であります。手話通訳者の派遣事業がない地域の聞こえない者たちは、情報保障もなく、また、家の周りの皆さん、近所の皆さんと意思疎通することもできない状況があります。

障害者基本法第22条の中で、障害者の情報保障施策、これを国が市町村に義務づけております。ところが、私たち聞こえない者、聾者の情報保障をしていただけるような法律がまだございません。このままでは、私たちはずっと社会から取り残される、社会参加できない、壁がある状況が続いていくと思われれます。そのために、私たちは手話言語法の制定を求めています。全国の仲間とともに、今、運動中です。

三重県の中では、請願を全ての市町村が出すという運動を進めております。三重県議会

においては、6月議会で採択の見通しです。恐らく6月議会で三重県内の市町村の70%は採択されるであろうと思っています。きょうも亀山市が最終日、本会議で採択される予定であります。今のところ、三重県内では7カ所で採択をされました。さらに、もっとこれからもふえていくだろうと思っています。

私たちは、三重県内で100%請願が採択されることを目指しております。全国でも同じ、同様の動きをしております。私たちの思いを受けとめていただいて、この四日市市議会においても意見書提出の請願採択をよろしくお願いいたします。

以上です。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございました。

それでは、請願者の皆さんに対する委員の皆さんからの質疑をお受けします。

質疑がある委員の方、挙手にてよろしく申し上げます。

#### ○ 諸岡 党委員

ありがとうございます。

趣旨はよくわかりましたし、まず、結論から言うと、私はこれに賛成をしていきたいというふうに思っておるんですけども、ちょっと教えてほしいんですが、請願事項の中にある手話言語法というのは――ごめんなさい、私はちょっと勉強不足なので申しわけないんですけども――今現在、既に例えば国とか、あるいは皆様方の団体とか、どこかで原案のようなものは策定して存在しているものなのですか。例えば、今から、全くこれからつくっていくおつもりなんですか。どこかにあるんですかね。そこをちょっと教えてください。あれば内容を。

#### ○ 請願者（倉野）

今のところ、私たち上部団体である全日本ろうあ連盟というところのホームページがございますが、そこに手話言語法の案というものがございます。ホームページから見る事ができます。ぜひご確認いただければ、わかっていただけるのではないかと思います。

#### ○ 諸岡 党委員

そうすると、請願事項に書かれている手話言語法（仮称）というのは、あくまでも皆様方の団体がつくった案を国会へ通していけという、そういう趣旨の請願ですか。それとも、それはあくまでも自分たちのつくったものであって、それとは関係なく国でつくってもらってもいいよという、そういう意味なんですか。どちらの意味になるんですか。

○ 請願者（倉野）

法律は、今のところは案ですが、その名前にこだわっているわけではありません。大切なのは内容なんですね。私たちがいつでもどこでも手話で情報が保障される、義務づける法律になっておりますが、それを提出することで、国がもし名前を変えるようなことになるかも知れません。それにこだわっているわけではございません。大切なのはこの内容、私たちが考えた内容です。便宜上、手話言語法（仮称）というふうにつけさせていただいております。

○ 諸岡 党委員

ごめんなさい。ちょっとうまく伝わっていなかったかなと思うんですが、私は、名前のことを聞いたんじゃないかと、この手話言語法、皆さんの団体でつくっている手話言語法案を国会で通すべきだという意味なのか、あるいは、これはこれで自分たちで考えているけれども、これと全く違っていいから、とにかく国会でそういう趣旨の法案を通してほしいというのか、どちらですかということをお聞きしたかったんです。

○ 請願者（倉野）

申しわけございません。受けとめ間違いをしておりました。

今のところ、つくった案を国会に上げるという気持ちを持っております、私どもは。

○ 諸岡 党委員

結構です。

○ 中川雅晶委員長

よろしいですか。

ほか、ございますか。



○ 野呂泰治委員

ご説明ありがとうございました。野呂でございます。

ちょっと教えてもらいたいんですけども、この請願趣旨の中に書いていただいていますけれども、聾学校では手話が禁止されとされていますけれども、禁止されたという、そういう特別な理由というか、何かそういったことは、何で禁止されたのか、その辺の理由というのは、もしよろしかったら教えてください。

○ 請願者（山本）

手話を禁止された理由というのは、社会に出た後に手話が通じないので、口話をしっかり身につけて、社会に入ったときに通じるというふうに思われた。それが広まったわけです。ところが、社会に入っても、口話の効果はなかったんですね。例えば、20人いた場合に、1人だけ手話ができても、残り19人が手話がわからないと、通じることができない。

○ 野呂泰治委員

ありがとうございます。

ちょっと説明しにくかったんですが、私の質問がちょっとあれかもわかりませんが、いずれにしても、皆さん方が会話というか、言語というものについて、手話が言語なんだと、同じ友達というか、仲間同士はそういった形で情報交換、話し合いをしたいという、そういうことだと思いますけど、それでよろしいのでしょうかね。

○ 請願者（倉野）

そうではなくて、まず、聾学校で手話が禁止された理由というのをお話ししたいと思います。

以前は、鳩山文部大臣という方でしたか、ミラノ会議という聾教育の会議の場があったんですが、そのところで口話を中心にするべきだというふうな考え方が示されました、そのミラノ会議で。それに沿って、日本でも当時の文部省が、聾学校でも口話を中心にして教育を進めるべきであるというような考え方を表明いたしました。そこからずっと聾学校の中では手話を禁止するという考え方になりました。

しかし、現在も同様なんですけど、皆さん、言われたことが、手話通訳を通して、今、皆

さんがおっしゃることも、手話通訳を通さなければ、私たちはわかりません。ところが、聾学校の中で、先生、教員は口話教育を進めてきました。聞こえない生徒が、先生の話すこともわからないままなんです。そういう状況がありました。それは、学力が身につかないということにつながります。きちんと教員とコミュニケーションがとれないのに、学力が身につくわけがないんです。ですので、私たちは、聾学校場で教員が手話を使って教育を進めてほしい。きちんと教員も生徒とコミュニケーションをとって、生徒からすれば、きちんとコミュニケーションがとれて、教育を受けたいというふうに考えております。

今、聾学校場で、ほとんどの生徒は先生とのコミュニケーションはとれないままです。そういう教育を受けております。ですので、私たち聾者は、きちんと学力を身につけることができない状況にあります。それは、社会参加、または社会的自立の道を阻んでいることだと思います。そういう状況になっております。

#### ○ 野呂泰治委員

ありがとうございました。

#### ○ 石川勝彦委員

ご二人の思い、いろいろなお話を聞かせていただきまして、よくわかりました。そして、この請願の願意、しっかりと受けとめさせていただきまして。子供のときから、あるいは人生の途中から長い人生、手話が必要であるということが今後まだまだ多くなっていくという中で、もうこれ以上ハンディをつけたくないと、そういうところから、公平に人生が送れるためには、ぜひとも手話言語法（仮称）の制定は絶対的に必要であるというふうに私は考え、採択というふうにさせていただきます。

以上です。

#### ○ 樋口博己委員

ありがとうございます。

現在の国の考え方というのをちょっとお聞きしたいと思っているんですけども、手話は一つの言語であるということが、事実上というか、1993年の聴覚障害児のコミュニケーション手段に関する調査研究者会議の報告の中で、ここで認められたというふうなことをお聞きしておるんですけども、その後、今回、手話言語法ということで提案をいただい

ておりますけれども、現状、どのような形で国は手話に対する言語としての位置づけを考  
えてみえるのか、捉えてみえるのか、ちょっと教えていただけますか。

### ○ 請願者（倉野）

今のところ、国の状況というのは、手話を言語として位置づけるところ、障害者基本法  
の一部改正の中に含まれただけです、国の動きとしては。言語として位置づけられたから  
といって、何か具体的な施策がつくられてはいない状況にあります。でも、国は、昔と比  
べれば、手話通訳者の必要性、大事であるということ、大切さの理解が徐々に進んでい  
ると思っています。

例えば、首相の記者会見、そのとき、手話通訳として、当たり前の手話通訳がつくとい  
う状況に変わりましたよね。特に、ことしの1月の首相の伊勢神宮参拝の折には、参拝の  
後、手話通訳者を通じてお話をさせていただいたということがあります。過去にはそうい  
うことは全くありませんでした。手話通訳が隣に並んだんですね。やはり時代は変わっ  
ているんだなというふうに思っております。

また、去年、全国知事会の場において、鳥取県の——鳥取県というのは手話言語条例を  
つくったところなんです——その知事が、安倍首相に鳥取県の手話の現状を説明し、  
手話言語法が必要であるという説明をされた。そのとき、安倍首相は、わかりましたとい  
うようなお返事があったという話を聞いております。

また、外国、例えば韓国とか、他のアジアの国々でも、手話言語法のような、そういう  
法律がつくられるところがふえております。日本も過去と比べれば変わりつつある、理解  
が進んでいると感じております。

### ○ 樋口博己委員

わかりました。

聾学校で過去には手話を禁止されていたという中で、現在でも先生と子供たちのコミュ  
ニケーションが難しいというお話があったんですけれども、現在では、聾学校では手話で  
授業を行われているということでもよろしいのでしょうか。全てが行われているというこ  
となのでしょうか。

### ○ 請願者（倉野）

全国の中で手話を使って教育をしている聾学校というのは、多分2校か3校だと思っております。三重県立聾学校は手話を使って教えておりますが、三重県立聾学校の中でもほとんどの教員は手話を使うことはできません。聞こえる先生で、手話ができる先生がほんの少し、しかし、手話はほんの少ししかできません。私たちは、教育を受ける権利を奪われた状況は全国どこも同じだと思っております。

#### ○ 樋口博己委員

わかりました。

そうしますと、手話言語法（仮称）ですけれども、この中で、コミュニケーションの一つのツールとして手話というのを明確に位置づけて、コミュニケーションのバリアフリー化を目指すことを義務づけるというような文言をさっき言われたと思うんですけれども、まずは聾学校では全てが手話での教育を実現すると、そこから社会の中でのコミュニケーションのバリアフリー化を目指していくというような、そういうお考えでしょうか。

#### ○ 請願者（倉野）

社会全てがコミュニケーションのバリアフリーになるという、そういう夢は確かにございます。しかし、それだけではなくて、例えば、きょうの市議会、手話通訳をつけていただきました。このような合理的な配慮、理解のある配慮というのは、コミュニケーションのバリアフリーの一つだというふうな考え方を持っております。手話通訳をつける大切さ、私たちが手話が必要であるという理解が広まっていくこと、これは目的の一つでもあります。

#### ○ 樋口博己委員

わかりました。ありがとうございます。

私としては採択したいと考えております。

以上です。

#### ○ 豊田政典委員

長いやりとりをお聞きして、皆さんの考え方、基本的な考え方、理念は理解しましたし、全日本ろうあ連盟の法案文、目を通しましたが、比較的、法案の文章が理念的なので、も

う少し教えてほしいんですけど、方向性はわかるんですが、より具体的に、手話言語法ができたなら、今できていないことで何が変わるのか。例えば、四日市市は何をしなければいけないのか、そういったところの事例、こういうふうなことが変わるんだよ、変えてほしいんだよというところを紹介いただければなと思うんですけども。

### ○ 請願者（倉野）

手話言語法成立後、変わってほしいところは何かというご質問でしたが、やはり私たち聞こえない者に対する理解を広める、理解のある市になっていただきたいということ、例えば四日市で言うと。例えば、普通学校の中で教育の1コマとして、学科の1コマとして、手話を学ぶであるとか、または聴覚障害者に対する配慮を学ぶなどができることだと思っています。市としてです。四日市市の場合は、手話通訳派遣事業もごさいますし、設置通訳者もおります。進んでいる市だとは思いますが。しかし、三重県の中ではまだまだこういう市は少ないのが現状です。四日市市役所に聾啞者が出向いたときに、手話ができる職員、手話設置通訳者がいるということでコミュニケーションが守られている。それはいい面だと思っています、四日市市は。全ての市町村でそのような社会に変わってほしいというふうに考えております。

### ○ 豊田政典委員

最初の諸岡委員の質疑に関係があるんですけど、皆さん、連盟の法案そのものを賛成、反対ということではなくて、皆さんの目指している理念、姿というのはよくわかりましたので、請願趣旨を広く捉えて、賛同したいと思いました。

### ○ 中川雅晶委員長

ほか、請願者に対する質疑はございませんか。

### ○ 諸岡 覚委員

今、教えていただいたホームページの法案を見せてもらっているんですけども、これを見ると、例えば、第17条のところで、「ろう者は、社会参加をするにあたり、手話通訳を利用料負担することなく利用する機会が保証される」と書いてあるわけです。そうすると、社会参加とは何を差すかわかりませんが、ふだん、手話通訳を利用するのは全額公

費負担をせよと、そういう意味ですか。

### ○ 請願者（倉野）

社会参加というのは、例えば、生活のあらゆる場面において、常識の範囲内ですね、それは。しかし、今私たちが困っていることは何か。例えば、交通事故があつて警察を呼んだときに、そのときに、やはり警察と会話するのに手話通訳が必要であるというようなこととか、また、裁判所で何か司法の場面で問題が起こったときに、やはりその場でも手話通訳が必要である。しかし、今、きちっと手話通訳が派遣保障されているところというのはほとんどないんですね、そういう場面において。例えば、簡単な車の事故であつたりとか、家の中で何か司法の問題、トラブルが起こったりであるとか、そういうときに手話通訳が見つからないことがほとんどなんですね。

もし手話通訳をお願いしたいときには、市と相談をして、市長が認めればつくというようなことがあるんですが、また、例えば手話通訳派遣制度の中で、あくまでも聾啞者個人の生活範囲の中での手話通訳派遣と制度がなっているために、子供が大学に入りたい、聞こえない親で聞こえる子供という意味です。大学の説明会に参加したいと思つても、市内であれば認められますが、市外であれば認められないというような、そういう例が他市でもたくさんございます。そういうところを、いろんな生活のあらゆる場面において手話通訳を公費負担してほしいというお願いです。

### ○ 諸岡 党委員

そうすると、例えば、聾啞の方だけの話ではないんですけれども、社会全般的に何かしら自分が便益を受けるとき、要するに自分が何か得をするとき、わかりやすく言うと、例えば介護とかがわかりやすいと思うんですけれども、介護なんかでも、自分が何か利益を得るときには、公費から補助金が出るけれども、全部無料ということはほとんどないんですよね、一般、ほかの分野に関して。そうすると、この分野だけ全額公費負担で、しかも幅広く自分の生活全般でというと、ちょっとほかとのバランスがとりにくいのかなというふうに個人的には思うので、その辺についてのご見解をちょっとお聞きをしたいんですけれども。多少なりとも自己負担というお考えはないのかなということをお聞きしたいんですが。

## ○ 請願者（倉野）

私たち生活の不便だとか困っていること、例えば補聴器であるとか、ファックスであるとか、日常生活用具といいますが、それはきちんと10%は自己負担をしております。申請して、補助金をいただいてという形、流れになっております。ほかにも、例えばデイサービスでありますとか、もろもろのところは、ほかの障害者と同じように自己負担もございます。

ですけれども、現在のようにコミュニケーションをとる、これは聾者だけが必要なわけではございません。相手の聞こえる方々にとっても必要なときもございますよね、今のうちに。今の会議のようなことです。私たち聞こえない者のために通訳者があるのではなく、議員の皆様の質問、この質疑応答のためにも必要である。だから、手話通訳は一方通行ではない、双方向のものであるというふうに考えております。

コミュニケーションは、聞こえる者、聞こえない者関係なく、皆が当たり前のように持っている権利であると思います、コミュニケーションをとるという権利は。そのための権利のために保障をしてほしい、手話通訳が配置されるのを保障してほしい。日常のデイサービスのような、介護サービスのようなもの、それを無料にというわけではないということです。権利的な面で、当然、みんなが平等で持っている権利に対して保障してほしいという考え方なんです。

## ○ 中川雅晶委員長

よろしいですか。

ほか、質疑はないですか。

## ○ 小川政人委員

諸岡委員の考え方、ようわからなんだけど、バリアフリーで建物とか道路をつくるときに、じゃ、障害者の方に負担を求めるかというのと、全然求めているもんで、その部分は、そういう考え方でいくと、当然、言語に対する手話に対しても公費で負担しても何ら問題はないなど、僕はそういう思いですし、余りここで国に出す手話言語法案のことを細かく議論しても仕方がないと思うもんで、これはやはり我々は皆さんの声をいかに国に反映させていくかということが一番大事なんやろうと思うもんで、私はぜひ採択をして、国に意見書を提出することに賛成したいと思います。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

それでは、請願者に対する質疑はこの程度にさせていただいて、理事者のほうから補足説明がありましたらお願いいたします。

済みません。その前に、請願者の方は席のほうへお戻りください。

○ 水谷健康福祉部参事兼障害福祉課長

障害福祉課長、水谷でございます。おはようございます。

改めて私が申し上げることでもないんですけども、障害者の基本的な人権に関する法律は障害者基本法という法律で規定をされております。この法が平成23年、法改正をされた際に、手話が言語に含まれることが明記をされまして、意思疎通支援に関するさまざまな権利についても障害者基本法の中で定められているところでございます。ほかにも、障害者に対する差別の禁止や合理的配慮等が規定をされておりますけれども、障害者基本法は全ての障害全般に関する理念法でありまして、今回の（仮称）手話言語法は、障害者基本法の中から手話言語に関係する権利保障を中心に障害者基本法の理念にのっとったより詳細な法の制定を求めるものでございますので、私ども、特段問題はないと考えております。

なお、参考までに申し上げますと、全日本ろうあ連盟本部事務所が取りまとめ公表しております地方議会での意見書採択状況でございますが、昨日、6月19日現在で、1741の区市町村のうち187の区市町村、それから、47の都道府県のうち20の都道府県の議会のほうで採択をさせていただいている状況でございます。

私どもからは以上でございます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

それでは、もう既に意見表明もいただいておりますが、さらに、今の補足説明を受けて、質疑及び意見表明のある委員の方がおられましたら、ご発言、よろしくお願いいたします。別段ございませんでしょうか。



(なし)

○ 中川雅晶委員長

なければ、採決のほうに移りたいと思います。

○ 小川政人委員

手を挙げるとか何かしたほうがええんと違うか。聞こえへん。

○ 中川雅晶委員長

そうですね。ご配慮ありがとうございます。申しわけございません。

それでは、ただいまの請願第3号手話言語法制定を求める意見書の提出について、採択に賛成という委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 中川雅晶委員長

全会一致で採択とすることに決しました。ありがとうございました。

[以上の経過により、請願第3号 手話言語法制定を求める意見書の提出について、採決の結果、別段異議なく採択すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

それでは、意見書の案を配付いたしますので、事務局、朗読をよろしく願います。

○ 一海議会事務局主幹

それでは、手話言語法制定を求める意見書(案)ということで朗読させていただきます。

手話とは、音声ではなく、手や指、体などの動きや顔の表情を使う独自の語彙や文法体系を持つ言語であり、聾者にとって音声言語と同様に情報獲得とコミュニケーションの重要な手段となっています。

2006年（平成18年）12月に国連総会で採択された障害者の権利に関する条約において、言語は音声言語及び手話、その他の形態の非音声言語と定義され、手話は言語であることが国際的にも広く認知されています。

日本は、障害者の権利に関する条約を本年1月に批准するとともに、この批准に向けた国内法の整備も進められてきました。2011年（平成23年）8月に改正された障害者基本法第3条では、「全て障害者は、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通のための手段についての選択の機会が確保される」ことにより、全ての国民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現を図ることが定められました。

さらに、同法第22条では、国及び地方公共団体に対して、障害者が他人との意思疎通を図ることができるようにするため、施設の整備等のほか、障害者の意思疎通を仲介する者の養成、派遣等が図られるよう、必要な施策を講じることが義務づけられました。

これらのことから、手話が音声言語と対等な言語であることを広く国民に周知し、聾者が手話を身につけ、手話で学べ、自由に手話が使え、さらには手話を言語として普及、研究することのできる環境整備に向けた法整備を国として実現する必要があります。

よって、本市議会においては、上記の趣旨を踏まえた手話言語法（仮称）を制定するよう強く要望いたします。

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出します。

なお、提出先は、関係省庁といたしまして、衆参両議院議長、内閣総理大臣、総務大臣、厚生労働大臣、内閣官房長官でございます。

以上でございます。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございました。

ただいま朗読された意見書の内容について、賛成の議員の挙手をお願いいたします。

（賛成者挙手）

## ○ 中川雅晶委員長

全会一致で賛成されました。ありがとうございます。

採択への賛成委員による意見書提出の発議等をさせていただきますので、よろしくお願  
いします。

それでは、署名簿を回させていただきますので、ご署名のほう、よろしくお願いいたします  
ます。

また、意見書提出の発議について、提案理由説明を、署名簿署名者から行っていただく  
こととなりますが、委員長の私が行うということによろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

では、通訳していただけますか。

議会報告会がございます。当委員会、教育民生常任委員会は7月9日水曜日の18時30分  
から、お隣の総合会館7階第1研修室で行いますので、よろしくお願いをいたします。

○ 小川政人委員

手話通訳の人も来てもらうといて……。

○ 中川雅晶委員長

そうですね。わかりました。ありがとうございます。

7月9日は教育民生常任委員会と、それから産業生活委員会がございます。産業生活委  
員会は下野地区市民センターでございます。前日の7月8日火曜日にも議会報告会をさせ  
ていただきますが、総務常任委員会、これは南中学校で行います。都市・環境常任委員会  
は県地区市民センターで同じように18時30分から行いますので、よろしくお願いをいたしま  
す。

なお、全ての会場におきまして手話通訳者の方も来ていただいておりますので、ぜひお  
越しいただきますよう、よろしくお願いをいたします。

このチラシを皆さんにお配りさせていただきますので、少しお待ちいただけますか。

それでは、ありがとうございます。請願の審査は、これで終わります。

ちょうど1時間ぐらい経過しましたので、10分程度休憩し、再開は11時10分からとさせ

ていただきますので、よろしくお願いいたします。

請願者の方、どうもありがとうございました。

10 : 56 休憩

---

11 : 07 再開

○ 中川雅晶委員長

じゃ、引き続き再開します。

引き続き、健康福祉部の議案審査に移りたいと思います。

傍聴者、市民の方1名入っていただいていますので、よろしくお願いいたします。

これより予算常任委員会教育民生分科会として補正予算の審査を行います。

先立ちまして、健康福祉部長の村田部長よりご挨拶を改めてよろしくお願いいたします。

○ 村田健康福祉部長

改めまして、おはようございます。

最初、初回ということで、健康福祉部の審査のほうを願っております。今回も一般会計と国民健康保険特別会計、介護保険特別会計についての補正予算についての審査をお願いさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

それから、もう一点、条例関係なんでございますが、健康福祉部所管の条例で社会福祉事務所設置条例というのがございまして、この一部改正も実はございますが、これにつきましては、母子及び寡婦福祉法の改正に伴うものでございますので、後ほどこども未来部のほうで一括をして説明させていただくということでお願いしたいと思いますので、まとめて改めてお願いしたいと思います。

どうぞよろしくお願いいたします。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

## 第1条 歳入歳出予算補正

### 歳出第3款 民生費

#### 第1項 社会福祉費

#### ○ 中川雅晶委員長

それでは、まず最初に、議案第2号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費について説明を求めます。

#### ○ 濱田健康福祉部次長兼健康福祉課長

議案第2号の一般会計補正予算、第3款民生費についてでございます。

補正予算書のほうが16ページ、17ページでございます。常任委員会資料といたしましては1ページからになっております。ごらんいただきながらのご説明でよろしいでしょうか。

#### ○ 中川雅晶委員長

はい。お願いします。

#### ○ 濱田健康福祉部次長兼健康福祉課長

地域支え合い体制づくり事業補助金についてでございます。

三重県が行う地域支え合い体制づくり補助事業を活用いたしまして、本市では、平成23年度より、予算常任委員会資料の3ページにございます、平成23年度分、24年度分、25年度分というふうに補助事業を実施してまいりました。今回、平成26年度分ということで2件、1ページのほうに上がっております。本年度は、新たに立ち上げる事業として2件ございまして、補助金を交付しようとするものでございまして、財源は全額県の支出金となっております。

今回お願いする1件目といたしましては、高花平明るいまちづくり推進協議会によりますちょっと手を貸して運動で、高齢者の方の小さな困りごとの支援等を行う組織を立ち上げるための事務用品でありますとか工具等の諸経費の195万円でございます。

2件目といたしましては、河原田地区連合自治会によります地域福祉見守り体制づくり事業でございまして、認知症などの徘徊の見守りを児童、防犯パトロール等とあわせて実施するための体制整備のため、ジャンパーでありますとか安全表示等のための費用

113万7000円でございます。

2件合わせまして、総事業費308万7000円を計上させていただいたところでございます。

予算常任委員会資料の2ページ以降につきましては、参考といたしまして、当制度の三重県の要綱等を掲載させていただきました。

簡単ではございますが、どうぞよろしくご審議いただきますよう、お願い申し上げます。

○ 中川雅晶委員長

ご説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員の質疑を受け付けます。ございませんか。

○ 樋口博己委員

この地域支え合いの補助金は、三重県が基金を持っていて、それをずっと毎年制度として活用していくと思うんですけれども、これは、まだまだ基金はあるので、こういう補正予算に上がってきたのでしょうかね。だから、去年も、前も余ったで再募集という形を聞いておるんですけれども、その辺、どうでしょうか。

○ 濱田健康福祉部次長兼健康福祉課長

昨年度でもう終了ということでお伝えしたかと思うんですけれども、少し予算が二千数百万円あるということで、今回、平成26年度の募集がございました。それで、今、内示をいただいているところで、恐らくもう今年度で終了になるというふうに考えております。

○ 中川雅晶委員長

よろしいですか。

○ 石川勝彦委員

事業の補助金というのは大変結構だし、地域の支え合い体制がちゃんとできやないかんと思うんですが、やはり大事なのは継続性ですよね。地域がしっかりとまちづくりの基盤づくりができて、翌年にどうつなげていくかということが、これが非常に大事なんですね。花火を一発上げてそれでしまいということであってはいかんということですね。

だから、その辺のことが、県支出金だから、市としてどういうふうな取り組みをしてい

ただかということですが、十分この補助金に対するフォローはしていただかないと、この一発で終わりというわけにはいけないと思うし、地域社会としても、そんなことは思っていないと思うんです。だけれども、補助金をもらったけれども、もうことは補助金がないから、来年度に回すねとするというようなことになって行き詰まるような形になっては、一発立派な花火が上がって、もうそれで終わりと、こういうことでは非常に情けない。

今後もこういうことがたくさんあると思います。その点、他地区のいい見本になるような形でどう進めていくかということ、結果だけではなくて、プロセスをしっかりと方向づけしながら取り組んでいただけるような、いわゆる補助金がいかに有効に使われているかという、この辺のところですね。県支出金であろうと、市の単独であろうと、その辺はしっかりとやっていただきたいと思いますが、その点はどのようにお考えですか。

#### ○ 濱田健康福祉部次長兼健康福祉課長

平成23年度から行っております事業につきまして、毎年度、その取り組み状況を、その後、24、25、26年度、もう既にことしも昨年度行ったところの取り組み状況についても報告を受けながら、一緒になって考えているつもりでございます。先ほど石川委員がおっしゃったように、始めるだけではこの事業、せつかくの税金ですもので、無駄になってしまいますので、これをいかに続けていただけるか、そして、他地区にいかに広げていくか、これを念頭に置きながら事業に取り組んでいきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

#### ○ 石川勝彦委員

平成22年度から始まっているならば、今までの状況、その地区地区の状況は、心配なく2年目、3年目を迎えておるかどうかですね。その辺のところについて、手を出してやらなくちゃならないところもあると思うし、財政、財源的に後方支援してやらなくちゃいかん部分もあると思いますし、しっかりとやっぱり支えるということ、そして、方向づけするということが、地域の支え合いというのは総合的に考えなくちゃならん問題ですよ。

これは健康福祉課のほうから出ておりますけれども、やっぱり市民のコミュニケーションという中において、いかに年をとった者が、経験豊かな者が、次の時代にどのようにつなげていくかというところが非常に大事なことだというふうに思いますね。地区によって大分違うと思うんですが、その辺のところはどこまでフォローされているかな、聞かせて

ください。

#### ○ 濱田健康福祉部次長兼健康福祉課長

具体的に地区へ出向いて行ってというのはございませんので、あくまでも書面での取り組みになっております。

それと、今後につきましても、高齢化等が進みまして、もう行政だけでは支えていけないということで、地域でのお願いもしていけないかということで、前回、地域包括ケアシステムという協議会も教育民生常任委員会でしていただいたところでございます。今後は、こういった事業をより多く四日市でも取り組んでいただけるように、私たち、念頭に置いて日々取り組んでおりますので、そういったご理解もお願いしたいと思います。

#### ○ 石川勝彦委員

最後にしますが、数の問題だけではなくて、質を維持していくということ、これは行政は余り得意としないところですが、今、しっかりとそういうふうに言われましたので、その辺をしっかりと、所管の課だけでなく、市民文化部と連携しながらお進めいただかないと、せっかくの支え合い体制づくりというのは途中でぼやってしまう可能性があるんじゃないか、そういう心配からいろいろと申し上げましたけれども、どうかひとついい方向に向けていただきますようお願いいたします。

以上。

#### ○ 諸岡 覚委員

ちょっと私が多分、理解不足力やと思うので教えてほしいんですけど、高花平のほうで、アンケートとして、例えば、掃除だとか買い物だとか日曜大工だとか、孤立老人のための相談を行う組織を立ち上げるための費用ということなんですかね。そういう例えば買い物だとかお掃除だとか移動だとかのお手伝いをする組織じゃなくて、そういう人たちの相談を受ける組織なんですか。そこだけちょっと。

というのは、もし相談を受けるためだけの組織やったら、それは本来、地区市民センターがやればええ話であって、お手伝いとか、そういうふうではないのかな。ちょっとそこだけ教えてほしいんですけども。



○ 濱田健康福祉部次長兼健康福祉課長

資料等、言葉足らずで申しわけありません。相談だけではなくて、それを解決する……。

○ 諸岡 覚委員

ですね。

○ 濱田健康福祉部次長兼健康福祉課長

はい。事業費の中でも、工具等、具体的なものも上がっております。

○ 中川雅晶委員長

ほか、質疑ございませんでしょうか。

○ 豊田政典委員

改めまして、委員の皆さん、戻ってまいりました。

今回2件ですけど、これはもともと出していただくときに、市役所にも相談があったかと思うんですけども、2件しかなかったのか、あるいは、ほかにもあったけどもこのようになったのか教えてほしいんですけど。

○ 中川雅晶委員長

もともと2件しかなかったのか、たくさんある中からこれを選定されたのかということですよ。

○ 濱田健康福祉部次長兼健康福祉課長

ご相談についてはもう少したくさんございました。実際には3件相談がございまして、最終的には3件のうちの2件、県のほうともご相談の中で、予算の内示があったということでございます。

○ 豊田政典委員

3件中2件が予算がついたということですよ。

もう一件については、なぜ予算がつかなかったんですか。

○ 濱田健康福祉部次長兼健康福祉課長

もう一件がNPO団体さんのほうの申請でございまして、地元というよりも、障害者団体等との調整を県のほうから条件としてお願いがございまして、その調整をお願いしたところ、調整がつかなかったというご返事で、取り下げみたいな形になりましたもので、つかなかったということでございます。

○ 豊田政典委員

予算的な問題ではなくて、事業を行うに当たっての条件が、整わなかったということですか。

○ 濱田健康福祉部次長兼健康福祉課長

そのように県のほうから確認したつもりでございます。

○ 豊田政典委員

じゃ、もう一つ、ちょっと本論から外れるんですけど、先ほど石川委員からのやりとりに関係するんですが、3ページに、これまでの事業の一覧がありますが、昨年度までに、特に平成24年度にあるような救急医療情報キットの配付というのが今までも幾つか補助が出ていたけれども、微妙に中身が違う。先行しているところは補助金なしでやっているところもあったし、新たに内容が付加されたものもあって、委員会の議論の中で、全市的に広がりを見せつつある事業であれば、先にやって損するのでは、ちょっと味ない話なので、全市的に広げるとか、公平にするとか、そういったことも必要ではないかという議論があったかと思いますが、そのことについては、今現在までにどうなっているのか。そのあたりをもう少し参考までにお聞きしたいんですけども。

○ 濱田健康福祉部次長兼健康福祉課長

救急医療情報キットにつきましては、豊田委員等からのご指摘もいただいた後、市民文化部ともご相談して、市民文化部のほうで各地区市民センターのほうに、こういった情報を回りながら説明もしながら、導入についてのご検討をいただくようお願いをしていただきました。その結果ですけれども、今、現時点では、まだ9地区で未導入という地区が

あるというふうに理解しております、それぞれご事情もございまして、導入を考えていこうかなというところとか、ちょっとうちの地区では難しいかなというような地区からのお返事をいただいている状況でございます。

○ 豊田政典委員

終わります。

○ 中川雅晶委員長

関連ですか。

○ 諸岡 覚委員

関連です。

これは、今、3件あって2件になったという話ですけども、周知徹底というのは市内全ての自治会や団体、NPO団体のほうにはしてあるんですよね、こういうのを募集していますよというのは。どうやってされましたか、いつごろ。

○ 濱田健康福祉部次長兼健康福祉課長

全自治会、NPO団体には郵送でご案内申し上げます。

○ 中川雅晶委員長

ほか、質疑ございますか。

○ 野呂泰治委員

ほかの委員もいろいろとお話しされていますけど、県の事業という、今後の本市のこういったことについての、今、健康福祉部としての予定というか、考え方とか、そんなんはもっと広めるとか、そういったほかへのというのはあるんですか。これはこれですけども。

○ 濱田健康福祉部次長兼健康福祉課長

今後につきましては、先ほど委員のほうからもご指摘がございましたように、市民協働

という概念も含めまして、こういった中での取り組みをしていただいたことについては検討していきたいと。これについても、せっかく立ち上げたところでございますもので、これ以上どう展開していくのかも今ご答弁させていただきますので、きちっと取り組んでいきたいと考えております。

○ 野呂泰治委員

そうすると、最終的には財源になるわけですね。財源と、あそこのところはやって認めてもらって、私のところとは、どんどんふえてくると思う。際限なくふえてくると思う。本来、この趣旨が、地域を支え合う体制づくりのあくまでも補助というか、自立してもらうためにということなんだけど、今までの考え方としては、それがなかったら、やっぱりお金ですね、はっきり言って。資金、予算ですね、財源ですね。なくなってしまうもので、その辺をやっぱりしっかりと来年度のそういったところの活動を、そういう団体でどういうふうになっておるかということ調べていくことは大事なことになるので、その点をやってみようと思いますけどね。そうしないと、それこそ何のためのあれなのかな。もうみんなわかっていますよね。

○ 中川雅晶委員長

よろしいでしょうか。

ほか質疑はございませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

質疑がないようですので、質疑を終結いたします。

討論、採決へ移る前に、全体会へ審査を送るべき事項については、委員の皆さんから提案がございましたら、発言をお願いいたします。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

ないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言をお願いします。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

討論ないようですので、これより分科会としての採決を行います。

議案第2号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費について、原案どおり可決することにご異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

ご異議なしと認め、本件は原案どおり可決すべきものと決しました。

以上です。

[以上の経過により、議案第2号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

それでは、続きまして、議案第4号平成26年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）と議案第6号平成26年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）、あわせて一括して説明のほうを求めます。

議案第4号 平成26年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

議案第6号 平成26年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）

○ 松岡保険年金課長

保険年金課の松岡でございます。よろしくお願い申し上げます。

国民健康保険特別会計補正予算及び介護保険特別会計補正予算につきましては、内容が共通しておりますので、私のほうからあわせてご説明をさせていただきたいと思っております。

補正予算書につきましては、国民健康保険特別会計が35ページから45ページ、それから、介護保険特別会計は63ページから73ページでございます。

内容につきましては、6月補正予算参考資料、こちらでございますが、及び6月補正予算参考資料（追加分）、これをご用意いただきますようお願いいたします。

6月補正予算参考資料の6ページ、7ページをお開きになっていただきたいと思いますのですが、よろしゅうございますでしょうか、皆様。

補正予算の内容でございますけれども、保険料還付加算金の補正予算をお願いするものでございます。還付加算金につきましては、賦課決定をした後の年度におきまして所得の減額等が発生する場合、これに連動して保険料が減額をされ、還付をします。その際に、地方税法の規定に基づきまして計算をした加算金、これは一種の利息というものになるんですが、これをお支払いする場合がございます。この件につきましては、昨年12月、三重県市町行財政課から、全国の複数市町村において還付加算金の計算に地方税法の誤った適用が公表されていることから、県内各市町へ個人住民税の還付加算金の取り扱いについて、事務処理手続の確認の通知がございました。この状況を確認いたしましたところ、個人住民税を初め、国民健康保険料、それから介護保険料につきまして支払い不足が生じていることが判明いたしまして、本年2月に応用したところでございます。

資料のほう、7ページのイメージ図、上のイメージ図でございますが、これをごらんになっていただきたいと思います。

還付加算金を計算する場合の日数計算の式につきましては、イでございますが、これは地方税法第17条の4第1項第1号でございますが、納付のあった日の翌日からとすべきところを、ア、これは同条同項第3号になりますが、所得税の更正の通知がされた日の翌日から起算をして1カ月を経過する日の翌日と解釈をしておりました。速やかに1カ月以内に本料の還付の手続を行うことにより、還付加算金は発生しないという認識があったことから、今回、計算不足期間が生じてしまいました。このイメージ図で白抜きになっている計算不足期間、これを示しているものでございます。減額となりました保険料本体は発生の都度お返しをしておりましたが、利息に当たります加算金の計算期間に不足が生じてきたものでございます。

恐縮ですが、補正予算参考資料の追加分のほうの1ページをお開きになっていただきたいと思います。恐れ入ります。

保険料の還付加算金につきましては、国民健康保険法及び介護保険法に直接の規定はございません。したがって、地方自治法を根拠といたしまして、地方税法の例によりまして請求できる期間が5年となっております。

これにつきまして、1、今回の還付加算金に対しての考え方についての4行目をごらんになっていただきたいと思います。

これは、東京高裁判決におきまして、地方税法に定めがある還付加算金制度は民法の特則であるとされ、地方税法の消滅時効は民法の消滅時効の特則というようなことで、判決がされております。このことから、地方税法第18条の3に定められてございます5年、この5年分について、今回、返還をさせていただきたいというふうに考えております。この5年の解釈につきましては、私どものほうから、県を通じまして、厚生労働省へ照会の結果、了という見解を得てございますので、申し添えさせていただきます。

2の四日市市固定資産税等過誤納金返還支払いについてでございますが、2の4行目のところをごらんになっていただきたいと思いますが、4行目のところですが、地方税法の規定に違背をして税額を過大に決定したときは国家賠償請求を行えるとされた最高裁の判決を受け、四日市市固定資産税等過誤納金返還支払要綱では20年としておるところでございます。

これは、本税を過大に決定したという場合のことを言っているとして、国家賠償法の時効期間20年を定めたというところでのものがございます。これは、固定資産税につきましては、個人住民税のように、納税者の方から申告等により賦課決定を行うのではなくて、課税庁の調査に基づきまして賦課が行われるという固定資産税特有のシステム、このため、納税者の方にとりましては、その適否を判断することはなかなか容易ではなく、一旦、誤課税ということになってしまうと、それが長年続くというふうなことになるまいります。こうした違いがあることから、この要綱におきましては、固定資産税、都市計画税に限って20年というふうなことにしているものがございます。

それから、恐縮ですが、最初の資料の6ページに戻っていただきたいと思いますが、恐れ入ります。

5年分の還付金、国民健康保険の場合、約3万3000件、介護保険のほうは約2万6000件を調査いたしましたところ、国民健康保険で660人、金額は249万円、介護保険のほうでは

526人、金額が75万5000円の還付の方がございました。対象の方を初め、多くの皆様に大変ご迷惑をおかけしましたこと、まことに申しわけありませんでした。この還付加算金に係るシステムは、今回、改修作業を行いまして、平成26年4月からは適切に運用をしてございます。

補正予算につきましては、国民健康保険特別会計は249万円を増額いたしまして予算総額を324億8449万円に、介護保険特別会計は75万5000円を増額補正いたしまして予算総額を204億7785万5000円とさせていただくものでございます。

説明は以上でございます。よろしくお願い申し上げます。

### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

それでは、委員の皆さんからの質疑をお受けいたします。

質疑のある方、よろしくお願いします。

### ○ 小川政人委員

まず、不当利得という部分でいくと、これは不当利得には当たらんと思っておるんやわ。解釈誤りって、あなた、はっきりここで認めておるわけやろう。だから、いつ返さなあかんかの計算日を間違えたんでしょ、計算期間を間違えたわけやわな。だから、計算期間を間違えたのはあなた方で、別に住民の方から、この計算で返してくれと言われて返すだけなら、それは不当利得かもわからんけれども、法律要件をなさないからね。でも、これは自分でちゃんと解釈間違いをしたと。だから、法律を違反して返還、確かに、固定資産税はもらうべきものやわな。ただ、返還すべき金を少なく返還したというのも、もらい過ぎたと同じことになるわけやで、そこでいくと、やはり余分に取り過ぎたということには変わらないわけなので、それも法に違背してということなんだから、返すことには文句は言わへんのやけど、返還期間がやはり20年ということになっていかんと、またまた解釈誤りをするようになるもんで、そこはきちっとやってもらわんと。

ここで四日市の固定資産税等過納返還金、税の返還に従って保険料も返還するということなんやから、その部分でいくと、余分に税額を過大に決定したとこはなっておるけど、返すのを過少に決定しただけのことで、理屈は同じと思うんやわ。そうすると、国家賠償



法の時効期間である20年まで返還をするべきものであって、勝手に不当利得の5年だというわけにはいかんと思うんやわ。ここはきちっとせなあかんので、これって、20年となると、介護保険料は20年前にあったか知らんけれども、20年を適用すると、どんな計算、金額になるのかもちょっとようわからんのやけど、僕は当然、20年分きちっと返すべきやというふうに思っています。

最高裁判所の判決もとってもらったけど、やはり、税とか保険料を徴収する側のミスで余分に徴収をしたわけですから、当然返すべきものということで、20年の適用でいいのと違いますか。そこのところ、厚生労働省に尋ねたとか何とか言うけれども、せっかくならこういう要綱をつくったんやから、要綱に合わせて返したほうが、請求されたら困りますやろう、これ。

#### ○ 中川雅晶委員長

小川委員、いいですか。

#### ○ 松岡保険年金課長

まず、不当利得につきましてですが、補正予算参考資料の追加分の1ページのほうで、訂正の枠囲いがしてございますけれども、不当利得とは、契約などの法律上の原因がないにもかかわらず、納税者の方の損失に対応する形で市に利益が発生しているということで、これを捉えまして、上の段の東京高裁の判決では、民法上の不当利得における利息に相当するということでございますので、今回、このような解釈をさせていただきます。

それと、確かにお返しする際の利息の部分についての解釈を誤ったところがございますので、この点は十分に反省をして、その際に、じゃ、何を根拠によってお返しをするのかということを考えさせてもらいましたときに、現行の地方税法であるとか裁判の判決なんかも根拠にさせてもらいまして、今回は5年でお返しをさせていただきたいというふうに考えてございますので、ご理解をいただきたいと思います。

#### ○ 小川政人委員

だから、不当利得って、今あなたが説明したように、法律上の原因がないということなんやわな。だから、あなた方に誤りがないということであれば、当然、不当利得という解釈も成り立つわけだけれども、返還するのに誤ったでしょう。解釈誤りを自分がしたと、

きちっと言っていますやんか、ここで。だから、これは解釈誤りをしたということやで、行政側が保険料を徴収するのに規定があるんやで、規定でどれだけ返せということになっておるわけだから、その返す期間を間違えたんですわな。

#### ○ 松岡保険年金課長

今回の還付加算金につきましては、発生元となります本料については、所得更正等があるたびにその都度、処理の期間を踏まえましてお返しをさせていただいております。その際に、還付加算金が発生しないという理解があったわけですが、加算金をつけた場合かどうかというのが、期間を経過することによりまして今回発生してきましたので、この時点におきまして、法、あるいは判例なんかの規定に基づいてお返しをさせていただくというふうに考えてございます。

#### ○ 小川政人委員

だから、平行線になるんやけれども、間違えておったんでしょ。間違えていなかったんなら何も言わへんけれども、解釈誤りしておるって自分で認めておるわけやんか、返す期間のな。利息やでという話にはならんと思うんやわ。四日市の固定資産税等過納金返還支払いについても、本税及び利息を返しておるんや、20年分。だから、利息だからという話にはならへんもんで、ここはきちっとやったら。例えば、市の要綱に基づいて請求されたら返さんならんに、わかっておると思うんやけど、そこを取り過ぎたんやから、返したらええやんか、別にあんたらのポケットマネーで返せと言うておらへんのやでさ。要綱がつくられていなかったら別に何にも言わへんよ。きちっと最高裁の判決を受けて、あなたが言うのは、東京高裁は平成21年やな。最高裁は平成22年6月3日に差し戻しておるんや。これとは別件やろうけれども、こういう判断を下しておるわけやから、新しいことに従っていかんとあかんで、これを根拠にするのはちょっと、東京高裁の判決を根拠にするというのは難しいのと、それからあと、不当利得の解釈が、あなたの言うように、不当利得とは認められやん。ちゃんと計算基準があって、その基準の解釈を誤っておったというのでしょ。だから、誤っておったのに、余分にとらんでもよろしいやないか。ちゃんと20年間返してあげれば。そこを言うておる。

#### ○ 中川雅晶委員長

法解釈のことなので、きっちりと松岡保険年金課長、わかりやすく説明いただけますか。よろしく申し上げます。

## ○ 松岡保険年金課長

固定資産税の返還支払要綱につきましては、過去に課税誤りがというところで期間の経過も見まして、それを原因にした本税をお返しすることと、期間経過に伴って発生した利息をお返しすることでございまして、原因は誤課税というのがあるというふうなことでございます。一方で、還付加算金につきましては、やはり同じことを繰り返して申しわけないですが、利息の部分でございます。

その利息についての解釈につきましては、東京高裁判決、あるいは地方税法、これに基づいてお返しをさせていただく、その基準を5年というふうにさせていただいております。

## ○ 小川政人委員

だから、言っておるやんか。両方とも余分にとっていたことは間違いないでしょう。返していなかったということは、余分にとっておったということでしょう。利息分を返さんならんだのを返していなかったということでしょう。それを不当利得で5年で済まそうというのはあなた方の考え方であって、それは、法律要件で誤りがないならいいけれども、利息を返す計算を誤っておって、後で気づいたで返すんでしょ。だから、法律要件としては、過失があるということ認めて返すわけやん。だから、不当利得とは違うよということ言っておる。不当利得は、あなた、わざわざ書いているやん。契約上など法律上の原因がないにもかかわらずや。規則を間違っ解釈をして、返す金が少なかったわけでしょう。そのときは徴収額を更正決定するときに返さなあかんのに、利息も含めて返すんやわな、普通は。そのときに、1カ月間違えておったと、利息分に返していなかったというだけの話じゃないですか。過失によって返す分を余分にとっておったんやから、返したほうがさっぱりすると思うんやけれども。

だから、不当利得という部分の考え、税とは違うと言うけれども、税を基準にして介護保険料も国民健康保険料も今回やろうとしておるわけやから、それは違うなと思うんやわ。思うんやわと言って、あなたらと平行線やであれなんだけど、それがどれだけ議員のみんなを説得するかせんかやろうでええんやけど、これは返すでと言った金やでというふうに思います。

## ○ 坂田介護・高齢福祉課長

小川委員のおっしゃる意味も十分理解できるところがあるんですが、やはり税のほうで、固定資産税、都市計画税において20年の返還をしたというのは、そもそも固定資産税、都市計画税を課税するというときに、一方的にこちらの調査において賦課の誤りがあったということについて、そして、その賦課の誤りを納税者のほうが知る機会が乏しいという中で一方的に課税をされておるといふ、その誤りを正すために、最高裁の判決として、判断として、そういう状況を勘案して20年ということ、これについての判断として返還の判決が出ておるといふことですので、間違っただという点については同様ではございますが、その間違っただという点での解釈について、どの法律を適用していくかというところにつきましては、私どもも厚生労働省のほうに直接確認をしたり、あるいは、顧問弁護士の方に相談をした中で、地方自治法、あるいは地方税法に沿った形での5年の解釈で返すということが今回は適当であるというふうな判断を得ましたので、市のほうとして5年という判断をさせていただいたということでございます。

以上でございます。

## ○ 小川政人委員

判断というのは俺らが判断するから、あなたが判断しやへんのやに。足らな足らんで追加で返すというのは権限はこっちにあるんやで。違うでしょう。1カ月足らなんだって、そんなもの、1カ月分利息が足らなんだって、徴収された側はわかっておるの。わからへんでしょう。固定資産税の課税誤りよりもわかりにくいやないですか。この計算で戻るんやというふうに戻されておるのやろう。そんなんは保険料を納めた側がもっとわかりにくいと思うよ。間違えて返された。だから、間違えておるでという請求ができへんやないですか、我々は無知なんやから。そんなもの、わかっていない。県がやっとなんやわかって、全国的に調べてわかったというぐらいのものであるんやから、当然、住民の側が払い過ぎたと気づくものではないもんで、返され過ぎていないということを感じくものではないもんで、期間についてもな。それは瑕疵です。そうすると、瑕疵によってやるということは、国家賠償法でやったらどうですかというのが今回の平成26年の最高裁の判決なんですよ。

だから、そこはあなたが言うように、簡単に私のほうから、1カ月少ないやないですか、利息分がとか言うことができるものであったら、それは本人の請求主義やということもで

きるかもわからんけど、それはこの判決と同じ趣旨で、わかっていないんやから、徴収された側はな。徴収されて返還された側は、行政が1カ月のあれを勘違いして計算しておるよというこの期間の誤りをわからんやないですか、こんなん。ここでこうやって説明してくれて、ああ、そうかって思うだけの話であってな。ああ、これだけ返しますよと言われてたときに、1カ月、期間間違えをしておったなんて、計算不足の期間があったなんて、わからへんやないですか。そうしたら、固定資産税の課税と一緒にやないですか、わかりにくい、わからへんのやもん。そこを言っておるんですわ。もっと市民に対してきちっと余分にとっておることは、ポケットに入っておることは、返し過ぎてないんやから、持っておるわけや、市は20年間の分を。20年前に返さなあかんものを市は取っておるんやで。こんなん返したらいいやないですか。

#### ○ 豊田政典委員

私、事実関係が腹におさまっていないので判断しかねているんですけど、今もあった、最初に説明があった、三重県が各市町にどうのこうのというので、全国的に誤りを正そうとしているんですか、同じことを。

#### ○ 坂田介護・高齢福祉課長

全ての自治体でということではないのかもしれませんが、少し今正そうとしておるタイミングのずれはございますが、常時こういうことがほかの県でも起こっておって、その動きを捉えて、県のほうが去年、県下の各市町が大丈夫かということで通知があり、そこで判明したという流れにございます。

#### ○ 豊田政典委員

そうすると、数はわかりませんが、全国的に少なからずの自治体と同じ誤りをしていて、それを補正しようとしているとしてきたところが、その際のほかの自治体は5年でやっているんですか、全て。

また、その5年というのはどこから、市の解釈のように議論がされていますが、厚生労働省の話も出てきて、厚生労働省の見解というか、指標なのか、四日市市オリジナル、それを厚生労働省に問い合わせたのか、そのあたりもうちょっと教えてください。

## ○ 坂田介護・高齢福祉課長

他市にお聞きしたところ、私の知る限りでは5年ということで取り扱いをされておるといふふうに認識しております。

それで、この5年と決定するという過程につきましては、私どもが法令、先ほどご説明させていただいたとおり、それぞれの国民健康保険法、介護保険法では特段の規定がございませんので、それを地方自治法のほうで解釈を求めて、さらにそれは地方税法の例によるという流れの中で判断をしておりますので、おおむね——他市においても、全て聞いたわけではございませんが——こうした判断基準で5年という結論に至っておるといふふうに考えております。

以上でございます。

## ○ 豊田政典委員

若干まだ判断できていないんですけど、聞いていながら思っているのは、いずれも、この追加資料の1か2かどっちをとるかというような議論がされていますけど、そんなこと、予算案とはいえ、法律の解釈であったり、判例の解釈であったりするわけじゃないですか、今されている議論というのは。そこまで我々せなあかんのかなという気がして、ちょっと僕は難しいこともわかりませんし、ということで困り果てているんですけども、一定の基準が示されていたらまた別なのに、法解釈を予算で、困ったものだなと思いますけどね。というところですね。

## ○ 小川政人委員

法律の解釈は、議員としてやるべきときはやらないあかんで、きちっとそれはやらないあかん話やな。

確かに、この判決が出るまでは5年やったんやわな。うちも5年やった。実は、この要綱を変えるのに、私の知り合いというか、私の地区の人が、もう訴訟したいと。固定資産税の課税誤りがあって、判決も出てきておるで、勝てるから訴訟したいよという話があって、財政部局のほうに、こういうのも出てきておるし、もうそろそろ5年という要綱ではあかんよ、5年ではあかんよということでずっと話をしておって、じゃ、すぐ返すことはできやんから、要綱を変えますということで要綱を変えたのな。多分、他市はまだ変えていないところが多いと思うんや、全国的にな。こういう要綱をつくったところ、この判決

を見て、要綱をつくり直そうという提案をして、それから、一般質問でも芳野議員が提案をして、それで要綱を変えたんや。だから、せっかくつくった要綱をきちっと機能させていかなあかんのや。要綱に基づいて返していくんやから、固定資産税の過払いについてもな。だから、あなた方がそれを準じよといたら、こういう要綱があるということを知っておって議論しておったのか、していないのかというのはどうなんかな。

#### ○ 松岡保険年金課長

要綱につきましては、この予算案を計上するとき、ほかの例を探しに行く中で出しまして、本市独自の経過までは知り得ませんでしたのですが、最高裁の判決なんかを財政経営部のほうから、聞き取りをしたりする中で、その中で、今、委員からもお話のありました、長年誤った課税がされておった。その課税に対する返還と、それに伴う利息分の発生だということに理解をしておりますので、今回の還付加算金の考え方とは、固定資産税の本税に対する支払いというふうに考えております。

#### ○ 小川政人委員

違うでしょう。利息も返しているんや。本税プラス利息分返しているんや、20年間。それはこの間の質疑で財政経営部長が認めておったやん。だから、本税だけではなくて、返還利息を含めて20年間さかのぼって返しておるんや。あなた方は、料金についてはそのことを修正しておったけど、1カ月分の利息というのを忘れておったんでしょ。誤ったんでしょ。だから、利息もちゃんとさかのぼって返したほうがいいのと違うかと言っておるんや。

#### ○ 松岡保険年金課長

固定資産税の要綱につきましては、誤課税のあった本体の税分と利息分を確かにお支払いをしております。私が申し上げたかったのは、誤りが起こったのは本体の税のほうであるということと、今ご提案させてもらっているのは利息分の計算からの不足だということ、この辺の違いをご理解いただけないかということで、繰り返し同じ話をさせてもらったんですが。

#### ○ 小川政人委員

繰り返しと言うけど、返すのを返さなかったというだけでしょう。利息もつけて返さな  
あかんのでしょうか。あなたにお金を借りると、利息はなしでそのまま返すのかという話で  
あって、それは返すのを忘れたんでしょう、利息を。だから、利益はこっちにあったんで  
しょう。不当利得と言うけど、利得があるということで5年間返すわけやから、5年後、  
そうしたら利息やで関係ないんですわと5年間も返さなんだら、それはいいですよ。そう  
じゃないじゃないですか。余分にとっておったから5年分返しますわと言っておるんや。  
じゃ、それが不当利得かといったら、違うやないですか。解釈誤りによって、不当に違反  
して取ったあれでしょう、返す金が少なくなったんだから。そこで市に利益が出ておるか  
ら返すんでしょう。利益が出ていなかったら返さへんやないですか。利益の原因は不当で  
はないで、不当利得ではないやないですか。それを言うておるの。

余り長くなると時間がかかるで、意見としては、全体会に送ってもらいたいと。もうち  
よっと20年分ぐらいの資料が出るんやったら出してほしいな。よう出さへんなら、そんな  
んやったら、修正できへんに。今回分は認めるけど、次は15年分はちゃんと計算して返せ  
という附帯決議をつけなあかんのか。そういうつけ方もあるんやで、何もあれだけど、も  
うちょっと市民に親切にせなあかんわ。もう今、時代が変わってきておるんやで、最高裁  
判所でも20年取ろうとしてしまっておるんやで、そこはちゃんとやらな。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございました。

今、小川委員のほうから、全体会審査へ送るべきであるというような表明もございまし  
たが、ほか、質疑のある委員の方はございますか。

(なし)

#### ○ 中川雅晶委員長

質疑なしと認めます。

これより討論に移りたいと思います。

討論がありましたら、ご発言、よろしくお願ひいたします。ありませんか。

(なし)



○ 中川雅晶委員長

それでは、先に採決を行わせていただきたいというふうに思います。その後で全体会に送るかどうかというのを諮らせていただきたいと思いますので。

○ 小川政人委員

採決って、先に採決してから全体会へ送るか送らんか決めるんか。

○ 中川雅晶委員長

基本的には、採決して、全体会へ送る。

○ 諸岡 党委員

順番はどちらでもええんですけれども、採決はしてもらな困るんですが、予算常任委員会全体会の……。

○ 小川政人委員

採決するんやったっけ。

○ 中川雅晶委員長

基本はそうなんです。していない場合もあるので変なんですけど。

○ 諸岡 党委員

どっちが先かは、分科会長の中で詰めてもらえばと思うけど、採決はしてもらわな。

○ 豊田政典委員

1年前の委員会がそうですね。

○ 諸岡 党委員

そうですね。

○ 小川政人委員

修正しようとしたときに、採決してしまったら、修正できるかできやんか、ようわからんで、それを送るだけのほうがええのと違う。

○ 豊田政典委員

まだ微妙に判断しかねる部分があるんですけど、小川委員にちょっとお聞きしたいんですけど、全体会に上げたとして、小川委員はもう結論が出ているみたいですけど、要は深まるのかな、どういうことをしたら深まっていくんだらうなというところ、どう考えておるんですか。

○ 小川政人委員

だから、レベルとラベルの問題で、わかるかわからんか知らんけれども、それは議員として、ここの9人で決めるわけじゃないもんで、やっぱり35人で決めるわけだから、その35人の人に、この考え方は違うよということを、間違いは正していかなあかん。そのための議会やで、何らせんと、いや、もうわからへんやろうでやめておけという話にはならへんわなと僕は思っておるんやけれども。だから、要綱がなかったら、まだあれですわという話やけど、きちっとあるんやで。

○ 中川雅晶委員長

非常に法解釈の部分で判断しなきゃいけないという部分もありますし、先ほど提案の中に、全体会に送ってはどうかということもありますし、その前に採決するか、採決をした上で全体会へ送るかどうかを諮るか、採決をせずに全体会へ送るかどうかを諮るか、その辺は、ご意見、どうですかね。

○ 豊田政典委員

私は、まだ腹に落ちていないというのは、今見ているんですけど、1ページの判例二つのこの違いも、言葉は聞いていますけれども、いま一つわかっていないところがあるので、もっと整理したものを全体会に出してもらったら理解が進むので、今の時点で僕は賛否を判断しにくいので、できれば賛否なしで全体会で議論というふうにしてもらいたいな。

○ 中川雅晶委員長

という意見もございしますが、先ほどから議論を伺っていると、国家賠償請求にするのは、そもそも課税するときに誤っているというところと、いや、今回は不当利得による還付というところで、ずっと平行線なのかなというふうに思うんですが、これ以上何らかの形で説明とか議論の余地とかというのはありますか。

○ 小川政人委員

返すときに誤っておるんや。返還金を計算、算出するときに誤ったんや、やる人がね。だから、税を課税するときに計算誤りがあったのと、返還、金を返さなあかんという計算をするのに計算誤りがあったのであって、両方とも過失なんですよ。だから、そこは誤りがあったから返すんやから、過失があったって返すということね。不当利得というのは、わからんうちに利得があったということで、法律原因がなしに利得しておったということになるんだけど、こっちは過失という、自分たちでも誤っておるということを認めておるんやから、これは違うと思うんやわな。

○ 中川雅晶委員長

部長、何かございますか。

○ 村田健康福祉部長

非常に難しい話ではあるんですけども、私どもの考え方、今、小川委員も平行線やと言われておったんですけど、そういうような感じがしていますので、あくまでも最高裁の判決につきましては、本税を課税庁が間違っただけで過大に課税をした例についての判決となっています。これは、還付加算金の計算誤り、そういう判例ではないということでございしますので、その影響を、今回、還付加算金に受けるかどうかと言われますと、私どもの解釈としては、それは受けないものであるというふうに思っています。それで不当利得という解釈をさせていただいております。これは、契約とか法律上、当然、私どもが受けるべき利得ではないものを不当利得というふうに申しておりますので、その分についてお返しをするという形になりますから、今回、東京高裁判決に従って対応していただくのが適切であろうというふうに思っております。

さらに、やはり行政としてやらせていただく場合に、法令、あるいは条例、要綱、こう

いったものに沿って処理をさせていただくしかないのかなというのが、現実には行政の事務としてはそういうことだと思っております。なぜかといいますと、先ほど来、両課長がご説明申し上げたとおり、国民健康保険法、介護保険法、ここでは、ここに定めのないものについては地方自治法の定めに従えと。地方自治法に行きますと、この例については地方税法の例によりなさいと書いてあるわけでございますので、私どもとしては、地方税法の例によって処理をさせていただきたいというふうに思っております。

それから、再々お話が出ています固定資産税等の返還の支払要綱でございますが、この要綱、資料のほう、追加分の2ページでご説明させていただいておりますけれども、この趣旨を読んでいただきますと、この要綱は固定資産税及び都市計画税について定めた要綱でございます。いわゆる個人所得税、国民健康保険料、介護保険料については定めておりませんので、この要綱に従ってというところも、ちょっと解釈としては無理があるのかなということで、私ども、こういう解釈をさせていただきました。

小川委員のほう、にやっと笑われて……。

○ 中川雅晶委員長

一言ありますか。

○ 小川政人委員

だって、地方税法、それから保険料というのは何も規定がないんでしょう。規定がないから、地方税法に従ってやっているんや。あなたらが、じゃ、個人所得税、それから保険料にはきちっとした規定があるなら、その規定を出しなよ。規定がないから、地方税法上の規定に従ってやっているんやないか。そんなうそを言ったらあかんで、それは。

○ 諸岡 覚委員

議事進行。質疑は終わっているんですよ。

○ 小川政人委員

済みません。余りにも違うこと言ったもんやから。

○ 村田健康福祉部長

一つだけいいですか。これは誤解のないように申し上げますけど、あくまでも、最終的に地方税法の例によりなさいという規定に基づいてさせていただいておるといことでございますので、その辺だけちょっとご理解を願いたいと思います。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

○ 小川政人委員

地方税法でしょう、この要綱。地方税法の要綱ですやないか。地方税法に従ってと言ったら、何にも要綱は全然違う話ですという話にはなりません。

○ 中川雅晶委員長

わかりました。非常に難しい。

先ほどありましたように、全体会に送ることということも提案をされていますので、ただし、今までのやりとりにおいて、解釈なり判断なりしていただくということも一つあるのかなと思いますので、お諮りをさせていただいて、その上で、より慎重に審査をすることによって全体会、ないしは総務分科会でも同じように議論されておりますので、複数の分科会にわたるといこともありますので、採決をとった上で、さらに全体会へ再度送るかどうかというのを諮らせていただきたいと思いますので、よろしく願いをいたします。

それでは、1本ずついかなきゃいけないですよ。まとめてでいいです。

それでは、議案第4号平成26年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）と、議案第6号平成26年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、原案どおり可決することに賛成の委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。賛成多数という形になりましたので、本委員会では、原案どおり可決ということに決しました。

[以上の経過により、議案第4号 平成26年度四日市市国民健康保険特別会計補正予算（第2号）、議案第6号平成26年度四日市市介護保険特別会計補正予算（第1号）について、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

続きまして、ただいまの議案第4号並びに議案第6号を全体会に送るということに賛成の委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○ 中川雅晶委員長

賛成多数。全体会に送るということに決しました。

以上で午前中の審査は終了させていただいて、午後1時から、請願の審査に入らせていただきますと思いますので、1時まで休憩いたします。ありがとうございました。

12:11 休憩

---

12:59 再開

○ 中川雅晶委員長

休憩前に引き続きまして、それでは、午後からの審査を再開したいと思います。

請願第5号 介護保険制度の見直しを求めることについて

○ 中川雅晶委員長

午後は、まず、健康福祉部、引き続いて、請願第5号介護保険制度の見直しを求めることについてを議題にしたいと思います。

本日、請願の審査に伴いまして、請願者の方が請願趣旨についての意見陳述を行うためにお越しをいただいております。

まず、請願文書の朗読をさせていただきますので、事務局、よろしく願いいたします。

## ○ 一海議会事務局主幹

議会事務局、一海でございます。

それでは、請願趣旨を朗読させていただきます。

要支援者の訪問介護と通所介護の保険給付を廃止し、市町村事業に移すことは、要支援者への適切な介護ができなくなる可能性が懸念されています。市町村には受け皿となるボランティアやNPO組織等が備わっているわけではなく、市町村格差が生じることが多くの関係者から指摘されています。多くの利用者が介護から外され、報酬が下がることになれば、多くの介護事業所の経営は大変困難になり、地域の介護力の低下につながります。

また、特別養護老人ホーム入所者を要介護3以上に限定することは、入所を待っている人の切実な願いを奪うばかりか、家族にもはかり知れない負担を負わせることとなります。

また、介護度による恣意的な線引きは、他の介護サービスにも「給付抑制」の第一歩になりかねません。多くの高齢者が「介護難民」となってしまいます。

さらに2割負担の対象となるのは、「所得160万円以上（年金収入の場合280万円）」という、とても高所得とは言えない金額です。また施設での食事代や補足給付の条件強化が盛り込まれ、条件によっては月5～8万円もの負担増が強いられます。要介護高齢者は、利用料以外にもさまざまな金銭的負担がかかっており、今でも「介護貧乏」「介護破産」という実態さえ現れています。必要なサービスを削らざるを得ない人が続出することになり、新たな「経済的な介護難民」を生み出しかねません。

請願事項。国に対し、介護保険制度について以下の事項を求める意見書を提出してください。

- 1、要支援者への介護予防給付を従来どおり継続すること。
- 2、特別養護老人ホームへの入居を要介護3以上に限定せず従来どおりとすること。
- 3、利用者負担増を中止すること。

朗読は以上でございます。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございました。

申し添えるのを忘れたんですけれども、市民の方1名、傍聴に来ていただいていますので、ご報告させていただきます。

それでは、請願者であられる四日市市・三重郡社会保障推進協議会の寺崎事務局長さん、よろしく願いいたします。

請願者、どうぞ。

それでは、請願者の方の趣旨説明についての意見陳述をよろしく願いいたします。

## ○ 請願者（寺崎）

貴重な時間、ありがとうございます。

社会保障推進協議会というのは全国にありまして、中央組織は中央社会保障推進協議会、三重県は三重県社会保障推進協議会、各市町に全てあるわけではないですが、四日市・三重郡は四日市・三重郡社会保障推進協議会ということで、毎年、自治体訪問をさせていただきながら、いろんな要望や質問をさせてもらっています。

今回は、その団体が、既に国会でご存じのように法案は可決・成立をしました。けれども、ご存じのように、介護の状況というのは少しも改善をしたとか、そういう状況はなくて、問題は既に非常に大きくなっています。ある自治会連合会等でこのお話をさせていただくと、もうこれは政治問題ではなく社会問題だということで、そのことに対する質問を非常にたくさん承ります。特に、一番初めの要支援の1、2というのは、四日市でもご存じのように6700人ぐらいの対象の方がサービスを受けてみえたりします。現在の方はすぐ移行ということはないにしても、このまま高齢化社会、高齢化が進む中では、恐らく1万人に達するのはもう時間の問題だと思います。そういった方々を均等にこの地域で専門的なサービスから外して四日市市の予算事業にするということになると、これはほかの市町でもいろいろお聞きしているんですけども、三重県内でもほとんどの市町さんが、地域包括ケアに対応する介護予防の総合事業に移行するに当たっては非常に困難を極めてみえるところ。どこも確実にできますと言えるところはやっぱりなくて、これまでしっかり地域支援事業を取り組んでこられた自治体さんほど、その困難さがよくわかるということもあって、ある市では、小学校区単位でまちの保健室という形で、非常に近いところで住民の総合相談を承ったりしてもらっているところがあるんですけども、そこですら、なかなか計画をつくっていくことは、現場の地域包括支援センターの所長さんですら困ってみえるということもあります。

そんなこともあるもんですから、私ども社会保障推進協議会としては、4月、5月にかけて、厚生労働省の老健局の介護保険計画課ですか、そこといろいろ質問のやりとりもし



まして、きょうお話しするにはとても時間が足りませんが、幾つかの問題について、Qア  
ンドAに対するレクチャーも承ってきました。そういった資料は四日市市の介護・高齢福  
祉課様にも事前に提供をして、想定される問題がいかに多いかということをご紹介させて  
いただいているという状況です。

特に、要介護度1、2の問題に関しては、そういった受け皿の問題で均等に各地域で対  
応できるかということが困難をきわめるだろうと。それに対しては、どういうふうな判断  
をされるかというのは、市町のほうに大変期待をしているところです。

それから、要介護度3以上というところの問題についても、今でも多くの待機者がみえ  
る中で、もう一つは所得の問題です。サービス付き高齢者向け住宅が随分この間できてま  
いりましたが、年金が15万円、16万円ぐらいの世帯、人では、サービス付き高齢者向け住  
宅や、ほか、グループホームとかいろいろありますが、利用しようとなると、所得、収入  
の面でやっぱり入れない。特別養護老人ホームとなると、所得の少ない方や、病气療養で  
どうしてもそういう手立てが必要な人たちが優先的に入るということは、重々、重度化の  
中では必要だと思いますが、それにしても、圧倒的に物理的に入れるサービス、基盤が少  
ないと。それと、所得面でやっぱり非常に不安があって入りにくい、入れないという状況  
があって、本当に在宅で24時間365日、地域包括ケアシステムの中でケアしていけるのか  
というのは、現場の皆さんは大変な困難と不安を抱えてみえます。

もう一つ、最後の所得によって利用料が2割になるという問題ですけれども、これも皆  
さん重々ご承知だと思いますが、国会のほうで提示された資料が間違っていたということ  
で、厚生労働大臣のほうもその資料を撤回せざるを得ないという状況の中で、280万円と  
いうのがどれだけの金額かというのは誰しも、億単位で生活されている方は別として、  
200万円、300万円ラインで生活をされている方にとって、生活費にほとんど追われる中で、  
住宅の保障だとか、それら以外の所得の補助がない限り、介護の方は医療サービスを一切  
受けていないということではなくて、医療も介護も両方ともやっぱり診療報酬、介護報酬の  
中ではサービスを利用されている方が多いという状況の中で、この2割負担というのは、  
もう医療は既に3割になっていますので、年齢の差はありますけれども、非常に困難な負  
担になるということで、相当利用の抑制がきいてくるのではないかなと、このことがやっ  
ぱり何よりも心配をしているところです。

そんな意味で、国会では法案は可決・成立しましたけれども、現実にはこれから平成26年  
度、27年度、28年度、29年度に実施をすると予定されている要支援2の問題の地域支援サ

ービスについても、その期間内に準備ができるかどうかというのは大変な危惧を持っているところですので、既に通ってはしまいましたけれども、この案件についてはぜひ皆様のご審議の中で、国に対して意見書を上げていただけるようにご審議いただきたいと思ひまして、きょうはこの場にやってきました。

以上です。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

それでは、請願者の方への委員の皆さんからの質疑を受け付けますので、挙手にて発言、よろしくお願ひいたします。

#### ○ 樋口博己委員

説明ありがとうございました。

冒頭にもご説明がありましたが、医療介護総合確保推進法が18日に可決をされております。その上で、この請願を出された時点では可決前ということで、こういう請願事項という内容だと思うんですが、可決した後で、このままこの内容でどうなのかなというふうに考えておるんですが、その辺はどうでしょうか。

#### ○ 請願者（寺崎）

そのことも想定して出しました。十分その辺のことは承知できたことなんですけれども、もう通ってしまったから、これで要望といいますか、状況が全然改善されたということにはならないし、これから決まる、この法案も、これから詳細については国のほうで示されてきて、それを今度また市町のほうでお受けになられて条例をつくっていくという、そういう段取りになるということがありますので、実際、議員の皆さんや行政の皆さんも、法案が通ったけど、これをあとどうするんやと。ガイドラインは7月15日前後に示されると思いますが、それで100%示されてくるわけではございませんので、実際、私の後ろにみえる職員さんたちは、期限までに国に求められた計画をつくらなきゃならないという、これはもう業務ですので、しなきゃならないんですが、ガイドラインにしてもそうですが、全てが決まっているわけではございませんので、そういうことも含めて、通ったから、もうそれじゃ、この文面で一部文言を変えて、例えば9月の議会にということもあろうかと

思いますけれども、そのことは十分承知した上で、17日ぐらいに通るんだらうということもわかっていましたので、それも承知の上であえて皆さんに審査をいただきたいという思いで出しました。

#### ○ 樋口博己委員

想定のうちだというお話なんですけど、この文言からすると、法律に書き込んであるところを違うところで要望されてみえるので、やはり改めて出されるという意味であれば、修正、文言を変えて改めて出されたほうがいいんじゃないかなというふうには思っています。

#### ○ 中川雅晶委員長

ほか、ご質疑ございますでしょうか。

#### ○ 石川勝彦委員

確かに、お話がありましたけれども、新聞を拝見しても思うんですが、それぞれの現場の事情というのをどこまで知っていてああいう結果を出してきたのかというところが非常に危惧される場所でもあり、大変将来的に心配ですね。そして、現場の受け皿、これも請願の趣旨の中にもありますが、ボランティアやNPO組織が備わっているわけではない。このことについても、いわゆる報告書というか、一つのこれからの介護保険のあり方のノウハウを出してきた、まとめ上げた方々は、どこまでできると思っておられるのかなと、そういう心配は、思いは同じでございます。

ただ、どんどん要介護者がふえてきますよね。だから、そういう中で在宅介護云々というようなことを中心にというふうなことを言ったり、あるいは、老人ホーム整備というのは、特別養護老人ホームなんかは、どれだけ整備し続けていくのかという心配のところ、この辺のところを考えますと、請願事項にあります、介護予防給付を従来どおり継続することとか、あるいは、特別養護老人ホームの入居を要介護3以上に限定せず従来どおりするというので、並ぶ人がどんどんふえてくるわけですね。だけれども、キャパの限界がありますよね。だから、その辺のところは、請願事項はよくわかるんですが、その辺はどういうふうにお考えなのかなと、やっぱり逆にお聞きしたいですね。

それから、市に期待するというところですが、市としても、利用者がふえると、保険料

というものもどんどん上がっていく、個人負担も今5000円からどんどん上がっていくわけですね。その辺で、市に期待するって、どこまでできると考えておられるのか、その辺のところを聞かせていただけますか。

#### ○ 請願者（寺崎）

一番初めのご質問のほうですけれども、この制度ができるまでは、要支援1、2ができたときに、介護予防ということで、予防の給付の中で、特に地域包括支援センターさんなんかきちんとしてアセスメントをし、モニタリングをし、予防の効果についてきちんとして評価をしていくという、そういう仕組みがつくられました。これは非常に進んだ、要介護度から実際には適正化事業の中で要支援1、2に移されたということも事実あるんですが、介護予防という観点が入ったというのは非常に大きな点で、医療給付の中には予防給付はないですけれども、介護給付に予防という観点が入ったことは、これは大きな一歩だったというふうに私は思っています。そのことの評価、これをきちんとしていない状況の中で、財源の問題がありきの中で、今度、要支援1、2というのを外すと。重症化を、重度を対象にするということで判断をされましたが、せっかくこの間に要支援1、2が予防給付として国が認めて、そのことに対して評価をするという仕組みができましたのに、そのことの議論が今回きちんとしていない中で移されたということは非常に残念だというふうに思っています。

それから、そもそも介護保険、医療もそうですけれども、この二十数年の中で国の拠出金というのがどんどん減る中で、介護保険についても医療から切り離された形で、医療から介護へという中でできてきた制度です。その中で、医療のほうはコストは非常に高いですよね、人件費も含めて。介護ですと、相対的に比較しても費用が少ないということで移されてきた制度であるにもかかわらず、今回、総量規制という形で介護を外していく、要支援を外していくということは、むしろ重症、重度化を招いて、さらなる医療や介護の費用アップを招くということになりかねないと。その辺の議論も必要かなというふうに、そういうことはいろんな委員会のほうからも出ておりますので、私のほうとしては、そのようにお答えをしたいと思います。

#### ○ 石川勝彦委員

今、後のほうで、市に期待するということについては、どこまでできるとお考えですか。

期待しておられるというのはわかりますけれども、全部、介護保険料を出しておる人、あるいは、市のいわゆる税金をどこまでつぎ込んでいけばいいということまで考えておられるかですね。だから、市に期待すると言われると、どこまで何をということが聞きたいわけですね。いかがですか。

### ○ 請願者（寺崎）

市の財政でということに関して言いますと、今度の要支援1、2が市町の予算事業になるということは、これは一応国からの資金移転はありますけれども、これ一つとっても非常に負担になるわけです。そのこともまず前提にあるということ、それから、全国の市町村会、県もそうですけれども、地方財政に関しては、皆さんのほうから毎年のように国に対して市町村会等で財政の問題で陳情、意見を上げてみえるというふうに聞いております。詳細については存じ上げませんが、そういう意味では、国の負担をこれまで以上にふやしていく。もちろん国の財政もあるわけですが、市町の財政も同じように逼迫していく中で、財政規模から言うと、やっぱり市町のほうが非常に小さい。なおかつ、今度の介護保険の要支援1、2というのは市の財源でやりなさいというふうに来ているわけで、これは言ってみれば、二重のこれからの介護保険の保険設定であり、基盤整備の中でもたがをはめられてくることになるので、その意味で、国に対して、国ももちろん財政事情が厳しいというのは十分承知していますが、一番市民に身近な窓口で行政を預かっている職員の皆さんや委員の皆さんのほうから、そのことについては国に負担といいますか、市町村への新しい介護保険制度の中での資金の面での援助ないしは増額をということ、それは個別にそういうことまで触れていませんけれども、行政の範囲内でできることではないのは十分承知していますので、そういったこれまでの皆さんの市町村会等の意見についてもあわせて、介護保険のみならずですけれども、上げていただきたいというのが私の思いです。

### ○ 石川勝彦委員

市に期待するというのは、国に増額とか、あるいは負担額を求めていくということ、市に期待するということ、聞かせていただいたんですよね。要支援1、2というのは市の負担になっていくということで、市はもう一つさらにとということになります。言うなれば、予防事業の充実をもっともっと図っていくことによって、今まであった要支援1、2とい

うのがなくなって、要介護認定1、2、3、4、5の1、2というのがより少なく、進みが少ないというか、そういうようなことが行政として求められる、期待できるのはその辺かなというふうに思うんですが、国に向けてというと、それはないから国に求めるというのは当たり前の気がするんですよね。だから、ちょっとお聞きしておって、市に期待するという最後の先ほどの説明をお聞きしておって、市に期待するというのは非常に重く感じさせていただいたんですが、どうももう一つという印象を受けました。それ以上は申し上げません。また関連してお尋ねするかもしれません。

以上。

### ○ 諸岡 党委員

石川委員がおっしゃったことにほぼ同じなんですけど、請願事項の1、2がありますよね。1、2を実施するという事は、当然経費がかかってくるわけで、利用者の負担がふえるのが当然だと思うんですけども、石川委員もおっしゃったけれども、私は、例えば3がなければ、1、2だけならお話はわかるなど正直思うんですけど、1、2と3というのは、お互い相反する矛盾する部分だと思うんですけども、この点についてはいかがですか。

### ○ 請願者（寺崎）

私から質問してもいいですか、逆に。

それでは、年収が280万円の方が、例えば家族で両方とも介護が必要になったとき、ないしは片一方が仕事をやめて見なきゃならないようになったとき、医療ももちろん必要な場合がありますが、果たして280万円で介護保険、これは介護ですけども、医療保険も先生は利用できるとお考えでしょうか。

### ○ 諸岡 党委員

社会というのは、人間というのは誰しもいきなり高齢者になるわけではなく、若いころから人生を積み重ねて年をとっていくわけですよね。そうすると、当たり前だけれども、みんな若いころからこつこつ老後のためにお金をためてという人生設計をしているはずなんですよ。確かに、年収が少ないケースの場合きつというものはあるけれども、それはやっぱり、その人がそれを選択して歩んできた人生なわけですから、私は、結果の平等性と

いうのは余り求めるべきではないのかなというふうに個人的には思っています。ただ、それが正解かどうかというのはまたわからない話で、あくまで私個人の物の考え方なんですけどね。

以上です。

○ 中川雅晶委員長

ほか、請願者に対する質疑はございませんでしょうか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

じゃ、ないようですので、まず、請願者の方、ありがとうございます。傍聴席のほうへお戻りいただけますでしょうか。

そうしましたら、きょう、介護保険制度の改正案の主な内容についてというペーパーをお配りさせていただいていますので、わかる範囲でもし理事者のほうから説明があればお願いできますでしょうか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

お配りをいたしましたペーパーにつきましては、今回の改正の主立ったところを端的にまとめておるといことでお配りをさせていただいたものでございまして、一番上のところで、1と2ということ、二つの大きな今回の制度改正の中身を色分けしてございます。地域包括ケアシステムを構築していくという大きな流れがありまして、もう一つは、2番のところで費用負担の公平化ということ、これによって介護保険制度の今後の持続可能性を確保していくんだというような施策をこの中に盛り込んでおるといことで、1点目の地域包括ケアシステムの構築につきましては、できるだけ高齢者が住みなれた地域で生活を継続できるということ、施設だけで暮らしていくのではなく、介護、医療、生活支援、介護予防を組み合わせる在宅で暮らしていくという選択肢、方向性を一つ出しておるのかなと。そのため整備していくさまざまな施策を盛り込んでおるといことでございます。そして、それの中には、予防給付についての見直しというところが大きな一つの流れになっておるのかなといことでございます。

一方の制度の持続性という点で、低所得者への配慮ということで、保険料軽減をさらに今よりも拡充をしていくのとあわせて、必要となる経費については、ある面、重点化、効率化ということで、所得のある方からのご負担をお願いしていくことによって、この制度をスムーズに今後においても持続させていくというような形で、この介護保険制度ができるだけ今後もうまく活用されるようなという枠組みを考えておるといような中身になっております。

ですから、これを進めていくに当たりましては、まだ法案が成立したばかりで、個々のことについて詳細な政省令が出されておられませんのでわからないところもあるのですが、順次これに沿って私どもとしては準備を着々と進めていきたいというふうに考えておりました、できるだけ利用者の方が困らないようにというふうな視点を一番大事にして取り組んでまいりたいなというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございました。

先ほど課長からありましたように、上限の所得金額等についてはこれから政令で決めなければならないということで、今現在では決まっていないということもありますので、詳細な部分はまだはっきりわからない部分があるかもしれないですが、委員の皆さんに関しては、質疑がありましたらいただきたいのと、また、意見表明があれば、挙手の上、お願いをいたします。

#### ○ 野呂泰治委員

1点だけ済みません。

今、改正案の主な内容なんですけれども、地域包括ケアシステム構築の中でサービスの充実というふうになっていきますけれども、この辺がどこまでできていけるかというのは、ちょっと今のところ、まだこれからいろいろ考えていただくんでしょうが、大変充実されてくる。でないと、それこそ高齢化と言うけど、超高齢化、人数がどんどんふえていくという、そういう中で、その辺を今考えてみえるかどうか。こういうふうにできるから、これからやっていくんだという、今までもやってもらっておると思いますけれども、さらにこういう点は充実をしっかりとしてもらったほうがいいんじゃないかなということをおもいま



すけど、もしお考えがあったら、意見だけいただければありがたいと思います。

#### ○ 坂田介護・高齢福祉課長

このサービスの充実、多岐にわたっておりますので、これらの一つ一つにつきまして、これまでも順次進めてきた部分もございますし、これから新たに取り組んでいくものも含まれておるといことございまして、その一つ一つにつきまして、今、積極的にこの施策を進めていくということに取り組んでおるといこと、その一つ一つの説明はここではちょっと割愛をさせていただきますが、すぐに取りかかれるものと、例えば4番目の生活支援サービスの充実強化などにつきましては、これはまだまだ市内全域で考えていきますと、十分な備えというのはいま一歩というところがございまして、この充実強化、育成、発掘というような点につきましては、相当うちも力を入れて、そして、時間もちょっとかけながらやっていかなければならんというようなところもございまして、そうした点で、ちょっと進み具合については、歩みの速いもの、遅いものもございましてけれども、これらを全て進めていかなければならんということについては私ども強く考えておりますので、順次取り組んでいきたいというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○ 中川雅晶委員長

ほか、質疑、意見等。

#### ○ 小川政人委員

言葉は、サービスの充実とついで、在宅医療とか介護の連携と言うんだけど、実際、僕ら頼まれるのは、施設入所を何とかしてほしいという声のほうが多いんやわね。そういうのがまたこれで厳しくなっていくのかな。実態的、現実的にはどう予測されるのか、その辺は。

#### ○ 坂田介護・高齢福祉課長

現実にも今、非常に多くの方が施設入所を待っておられるというところもございまして、その中には、本当に切羽詰まって待っておられる方と、少し今後を見据えて申し込まれておる方もおみえになると思うんですが、施設が今十分でないことは、もうこれは確かだと

思うんですが、順次、建設もやりながら、一方で、幾らでも建てられるということではございませんので、そうした人をどのような形でこれから見守りといいますか、ケアをしていくのかというのは、施設に入れるというやり方だけで進んでいくという話ではございませんし、施設もさまざまな種類が出てきておりますので、それらをいろいろ組み合わせて、あるいは、在宅サービスも組み合わせながら、そうした方ができるだけ困らないようにしていくように工夫をせねばならないというふうに考えております。

なかなかもう本当に困っておるという状況は確かにあろうかと思っておりますので、そういうお話については、いろんな形でこちらのほうにお話のほうをいただければ、その中でできるだけ配慮をしていきたいというふうなことも考えておりますので、その点については、さまざまなご意見を頂戴できればなというふうに考えております。

以上でございます。

#### ○ 小川政人委員

例えば、高齢化で80歳以上の方がひとり暮らしとか、それから、80歳以上の老夫婦だけの生活ということになると、1人が要介護状態になったときに、なかなか見れやんと思うんですよ。言葉では在宅でとか言うけれども、実際問題は、そんなことは難しいのかなと僕は思っておるもので、いろんな相談を聞きながらでもそうやんと思っておりますので、その辺の在宅介護とか在宅医療という言葉だけのものであって、中身が何も伴っていないと思っておるもので、それが本当に今の市町の現状を考えて、こういう介護保険制度の改定とかいうのが行われておるのか、それとも、東京におってとか、もうそんな現状もわからんとやっておるというのか、どっちなのか、ちょっと判断に迷うところがあるんですけども、何か僕は後者のほう、実態をわからずに制度をいじくっておるという部分のほうが強いのかなと思うんやけど、その辺が何とか、もっと市町もきちっと高齢者の声を上げていかんとあかんのかなと思うんやけれども、何か上から押しつけられてやらされておるみたいなのではあかんと思うんやけどな。

#### ○ 中川雅晶委員長

意見でよろしいですか。

#### ○ 小川政人委員

うん。

## ○ 石川勝彦委員

この改正案の主な内容で一番、今、小川委員も言われたところなんですよね。在宅医療、介護連携の推進って、在宅医療って、本市はどこまで期待できるの。それから、在宅介護って、どこまでできると思いますか。地獄ですよ。地獄の次はないでしょう。どこまでできるんですか。地域包括ケアシステムの構築って、どこまで期待できるんですか。四日市はどこまでできるかと考えておられて、目的はどこまで行きますか。

中福祉、高福祉、小福祉、そういう格差をつけるということで、都市間競争ということは、この辺のところではっきり出てくると思うんですよ。だから、四日市に住んでおっつてはあかんで、あそこのまちへ行こう、あそこの市へ行ったほうが良いということは、これからは露骨な現象として出てくると思うんです。だから、それでお聞きしたいんですけれども、四日市はどこまで在宅医療を徹底しますか、充実しますか。四日市の医師会、どこまでそれに応えようとしてくれていますか。聞いておると、大体、今、ドクターの診療所とおうちが離れておるじゃないですか。だから、土・日なんて全然対応できないじゃないですか。夜だって無理じゃないですか。十中八九だめでしょう。それなのに在宅医療ができますか。昼間は昼間でハングリー精神、全然ないわけですよ、患者さんが多いから。だから、いわゆるおうちへ訪ねて行ってというようなことも、非常にドクター自身が控えておられるね。やっぱり余力を持って活動しなくちゃいけないということは、これはよくわかります。

介護連携なんていったら、まして在宅介護なんていったら、今、小川委員も言われたけれども、片方が介護の必要がある、ところが、片方はまだ何とかなるといううちは、まだええかもしれません。だけど、両方、老老介護になったら、足して2分の1になるでしょう。それはどうするんですか。それを地域包括ケアシステムの構築って、どこまで期待できるんですか。本市の福祉行政の一番大事なところですけども、担当の課長さん、一回聞かせてください。

## ○ 坂田介護・高齢福祉課長

おっしゃるとおり、現状の中で非常に厳しい状況に置かれている方はたくさんみえると思います。それで、今、在宅医療、介護を連携していこうという動きは、今に始まったこ

とではなく、少しずつ進んできておって、四日市はまだその辺のところ、医療のほうの理解も高く、ほかのまちと比べるとまだ進んでおるところかなとは思いますが、まだまだ発展途上だと。ですから、これらについては、これからもっと積極的に進めていって、そのためには、新たなサービスもうちとしては事業者を募っていかなければならんということで、定期巡回をしてくれる訪問介護、看護の事業所をふやしていきたいとか、複合型ということで、訪問看護のほうに力を入れて、医療のニーズの高い人の介護ができるような、そうした地盤をつくっていききたいというような取り組みでありますとか、また、医療のほうでは、訪問して診療していただけるような医師の方も今徐々にふえてきておるようにお聞きをしておりますし、まだ発展途上ではございますが、いきなりこれがいい形というか、完成形に持っていくということは難しいことではありますが、今後、だんだんそういう方がふえていく中で、うちとしても、そういう対応ができるように、今、急ピッチで進めていこうとしておりますので、その辺のところについてまたご意見を順次いただければなということで取り組んでまいりますので、よろしくお願いいたします。

## ○ 石川勝彦委員

意見としてと言われましたので、意見として申し上げますが、認知症の方が去年の場合、8371人と言われたね。そういう状況、予備軍もその倍以上いるわけですよ。認知症に対してどういうふうにしていくかということ、これはまた一つ大きい問題ですよ。

それから、今、訪問看護に力を入れると言われたけれども、看護師がどこまでやれるかって、それこそ24地区、私、24地区の事情はよく知りたいというか、よく調べさせてもらっているけれども、かなり温度差がありますよね。地区によっては、こんなものやと思っていますわ。これは諦めよという、これは無理やと。あの先生に頼るって無理やと。看護ステーションみたいあらへんやないか。隣にあるかもしれんけど、ここまでは来てくれんぞ。そうやのに発展途上って、発展途上ということは、これから期待できるわけですよ。けど、「発展」の「ハ」まで行ってないやないですか。24地区全体に網羅できるような、それなりのレベルまで持っていこうとすると、医師会、あるいは看護師会の協力をしっかり得ないと難しいし、26の在宅介護支援センターの機能がどこまでできるかということと、それと、5年前、10年前と違いますよね。それから、地域包括支援センターにしても三つしかないんですよ。それを在宅介護支援センターが24地区でフォローしておるといことですよけれども、そもそも違いますよね、内容が。だから、その辺のところを

引きずったままでずっと先送りしてきておるけれども、決していい状況で、よそでいい話にはならないと思うんです。

旧態依然ですねって、あるまちで言われました。四日市は進んだことをやられましたねと。しかし、それからあれからちっとも変わっていないじゃないですか。高齢者はどんどんふえているじゃないですか。お世話されている方はふえているじゃないですか。入り口は決まっているじゃないですか。30人なら30人、20人なら20人、それ以上ふやせませんでしょう。

そういうような問題がありますので、余り発展途上という言葉を使ってほしくないし、やっぱり見ておれ、どうだと、こういうものをお示しをいただきたいと思うんです。発展途上はわかりました。じゃ、発展途上のような状態に全てのレベルを持って行ってください。そして、24地区が格差のないように持って行ってください。ドクターを動かしてください、医師会を。できますか。お聞きしません。くれぐれも意見として申し上げておきますので、よろしく願いいたします。

#### ○ 中川雅晶委員長

意見ですね。

#### ○ 樋口博己委員

請願の趣旨ということで意見を述べたいと思うんですけれども、これは冒頭に、今後、要支援者が市町の受け皿となるという中で、これは、法案は成立して、2017年度末までにということで施行になっています。そこまですべてに向けて地域包括ケアシステムを構築していくんだらうなというふうに考えています。

来年度から、第6次介護保険事業計画も策定していくという中で、これは、国で法案が成立して、方向性が明確になったんだらうなと考えています。そういう中で、市町で具体的に今後、四日市の現状の中で介護事業計画を立案して行って、しっかりと受け皿をつくっていく準備をお願いしたいなというふうに考えています。

また、これは、各派代表者会議発議でも地域包括ケアシステムの構築のための国への意見書も提案、提出予定になっておりますので、市としては、しっかりと準備をしていただくということをお約束いただきたいのと同時に、国へもしっかりとこういう声を、地域包括ケアシステムが構築できるようソフトを含めて財源的な支援を求めていきたいなという

ふうには考えています。

少し地域包括ケアシステムの構築を目指しての思いというか、決意というか、そういうのだけちょっとお聞かせいただきたいと思います。

○ 中川雅晶委員長

大丈夫ですか。何か請願趣旨と大分違ってきてね。答えられますか。

○ 坂田介護・高齢福祉課長

次期計画につきましては、地域包括ケアシステムを構築していくというのが大きな柱になってまいりますので、これを十分な形で形づくっていくというのは今年度の我々に課せられた使命だというふうには考えています。とは言いながら、現時点でまだガイドラインも示されていない、細かい政省令も出ていないという状況ではございますが、これからそうしたものが示される中で、本当に駆け足の中でやっていかなければならん、ある意味では走りながら考えていくところもあろうかと思いますが、さりとてもエンドのほう、お尻のほうは決まっておるという状況がございますので、それについてはもう全力疾走でいかざるを得ないというふうには考えておりますので、よろしく願いいたします。

○ 樋口博己委員

そういうことなんだろうなと思います。この請願におきましては、法案が成立して方向性が見えたということで、市町が今後しっかりと準備をしていくということになっておりますので、あえてこれを出さなくても、法案も通っておりますので、逆に、市町の中でこういった動きを、方向性をしっかりと監視していくことなのかなというふうには考えていますので、この請願の意見書はあえて提出する必要はないかというふうには考えています。

○ 中川雅晶委員長

ほか、質疑並びに意見表明のある委員はおられますでしょうか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

ございませんね。

そうしたら、質疑を終結して、採決をさせていただきたいというふうに思います。反対表明もございましたので、挙手による採決を行います。

請願第5号介護保険制度の見直しを求めることについてにつきまして、これを採択することに賛成の皆さんの挙手を求めます。

(賛成者挙手)

### ○ 中川雅晶委員長

賛成少数。よって、本請願は不採択ということになりましたので、よろしく願いをいたします。

請願者の方、本当にお疲れさまでした。ありがとうございました。

[以上の経過により、請願第5号 介護保険制度の見直しを求めることについて、採決の結果、賛成少数により不採択とすべきものと決する。]

### ○ 中川雅晶委員長

以上で健康福祉部については全て終了となりましたので、お疲れさまでした。どうもありがとうございました。

じゃ、理事者を入れかえさせていただいて、説明していただいて休憩をとらせていただきたいというふうに思いますので、よろしく願いします。

それでは、審査順序に基づきまして、こども未来部の審査を行ってまいりたいと思いますので、よろしく願いいたします。

まず、市川部長から一言よろしく願いいたします。

### ○ 市川こども未来部長

こんにちは。皆さん、きょうはこども未来部、2番バッターでございます。午前中の審議、お疲れさまでございます。

うちは今回、補正予算1件と、それからあと、法改正に伴う条例の改正を2議案、お願いをいたします。ご審議のほど、よろしく願いを申し上げます。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

まず、予算常任委員会教育民生分科会として補正予算の審査を行わせていただきます。

傍聴の方、1名入られていますので、ご報告します。

議案第2号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算補正

歳出第3款 民生費

第1項 社会福祉費

○ 中川雅晶委員長

それでは、議案第2号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費の説明を求めます。

○ 山路こども保健福祉課長

こども保健福祉課長の山路でございます。よろしくお願いいたします。

私のほうからは、議案第2号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第2号）のうち、民生費、第1項社会福祉費の中の、男性不妊治療費、それと不育症治療費についてご説明をさせていただきます。

資料は、補正予算書の16ページから17ページ、それから6月補正予算参考資料の9ページから10ページ、それから予算常任委員会教育民生分科会資料の1ページから2ページでございます。説明につきましては、6月補正予算参考資料と予算常任委員会教育民生分科会資料、こちらをもとにさせていただきます。

それでは、6月補正予算参考資料の9ページをごらんください。

不妊治療費、男性不妊治療費の助成事業でございます。体外受精や顕微受精といった特定不妊治療費の一環として行う保険適用外の男性不妊治療について、その費用の一部を助成するものでございます。不妊治療の中で不妊の原因が男性にある場合、男性の精巣から精子を手術により取り出し、体外受精、顕微受精を行う場合があります。この精子を取り出す手術は保険が適用されず、高額な負担となりますので、その費用を助成させていただ



くものです。

真ん中の表をごらんください。夫婦の所得の額により、助成内容に差を設けてあります。上段は夫婦合算所得が400万円未満の世帯、下段は400万円から730万円未満の世帯、下が730万円以上ですが、この世帯は対象外となっております。

平成26年度から三重県が市町に対する助成制度を設けております。県の制度の対象は、こちらの表の夫婦の合算所得が400万円未満となっております。市町が支出した経費の2分の1の補助を受けることができます。四日市市は、400万円以上730万円未満の世帯についても対象としておりますが、これは既存の不妊治療費の助成制度と同じでございます、男性不妊治療についても同様の考え方をさせていただいております。助成の上限額は5万円となりますが、上段の400万円未満の世帯につきましては、不妊治療費に要した費用の10分の10、下段の400万円から730万円未満の世帯は、不妊治療に要した費用の2分の1を助成させていただきます。

助成の通算回数等につきましては、所得額の違いにより回数に差を設けてございます。これは、既に実施している女性の不妊治療費助成事業の年齢区分、回数と同じ内容となっております。

見込みの件数につきましては、県の補助対象となる夫婦合算所得400万円未満の世帯が2件、市単独補助の400万円から730万円までは3件を見込んでおります。

補正予算額は25万円、そのうち県支出金は2件分の5万円を見込んでおります。

それでは、続きまして、予算常任委員会教育民生分科会資料のほうをごらんください。

こちらの1ページでございますが、男性不妊治療費につきまして、男性不妊症についてご説明等を書かせていただいております。男性不妊症につきましては、先天性のものと後天性のものがありまして、原因に応じて内科的な治療、外科的な治療が行われます。今回の助成の対象となりますのは、男性不妊症の原因の90%を占める造精機能障害の方に対して外科的治療、手術により精子を取り出し、体外受精、顕微受精を行う手術、精巣内精子生検採取法、T E S E、それと、精巣上体精子吸引法、M E S Aの費用となっております。

男性不妊治療に係る助成制度の概要図を下段のほうに掲載させていただいております。図の真ん中あたりに特定不妊治療、一番下に一般不妊治療、こちらについては、これまで実施している制度でございます。今回の助成制度は、中段の特定不妊治療を行う際に、男性の側に原因があり、対象の手術を実施する場合に助成させていただくもので、上乗せる形で助成をするものとなっております。

続きまして、また戻っていただきまして、6月補正予算参考資料にお戻りいただきまして、10ページをごらんください。

こちらは不育症治療費の助成事業でございます。不育症とは、妊娠しても2回以上の流産や死産を繰り返す病態のことですが、保険適用外の検査費と治療費、医療機関の証明書料等を助成させていただきます。

真ん中の表をごらんください。こちらにも男性不妊治療と同様に、夫婦の所得の額により助成額に差を設けてございます。不育症についても、平成26年度から三重県が助成制度を設けておりまして、夫婦合算所得が400万円未満の世帯については、男性不妊治療と同様に、市町が支出した経費の2分の1の補助を受けることができます。400万円から730万円未満までの世帯については市単独で助成をさせていただきます。助成額については、1治療機関及び各年度の上限額を10万円としておりますが、所得の額により、400万円未満の世帯については、検査治療に要した費用の10分の10、400万円以上730万円未満は2分の1を助成させていただきます。通算回数、年間の回数については制限を設けておりません。

見込みの件数ですが、県の補助対象となる夫婦合算所得400万円未満の世帯が2件、市単独補助の400万円から730万円未満は3件を見込んでおります。

補正予算額は50万円、そのうち県支出金は2件分の10万円を見込んでおります。

それでは、予算常任委員会教育民生分科会資料、こちらのほうの2ページをごらんください。

不育症の診断、それと治療の流れを図で説明させていただいております。まず、上のほうから、最初は問診、診察などを行いまして、その後、血液検査、超音波検査などを行い、必要に応じまして、染色体の検査、あとMRIなどの検査を行い、不育症の原因を突きとめ、治療方針を決めてまいります。この検査や治療の中には保険が適用されないものがあり、負担が大きいことから、これらについて助成の対象とさせていただきます。

説明は以上でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

## ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございました。

1時間ぐらい経過しましたので、ここで10分間ほど休憩をとらせていただきたいと思いますので、再開は午後2時10分とさせていただきます。よろしくお願いいたします。

○ 中川雅晶委員長

じゃ、引き続き再開をさせていただきます。

それでは、議案第2号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出補正予算、第3款民生費、第1項社会福祉費について、委員の皆さんの質疑を承ります。

○ 豊田政典委員

二つの事業のそれぞれの見込み件数、2件、3件とあるんですけど、どうやって見込んだ件数なのかというのを教えてください。

○ 山路こども保健福祉課長

それぞれ5件でありますけれども、まず、不育症治療につきましては、それぞれ実績というのは余り把握はなかなかできていないんですけれども、今回、同格市の資料を参考にさせていただきまして、津市も5件ということで見込んでおります。そういった他市の状況も参考にしながら、不育症について5件と見込んでおります。

男性不妊治療につきましても、同様に県の補助の中で大体これぐらいというような件数を見込んでおるわけなんですけれども、実際、男性不妊治療につきましては、これまでの女性がやる不妊治療の中でも、男性に原因がある不妊というものもある程度見込まれてはいるんですが、実際、数については十分把握は今のところできていません。ただ、県の置いている数字を参考にしまして、この5件というのを置いております。

説明は以上でございます。

○ 豊田政典委員

そうすると、実績の根拠というのは全くないと思っていいですか。

○ 山路こども保健福祉課長

まず、不育症治療につきましても、県内の他市でも不育症治療の助成制度として設けて

いる市は、平成25年度におきましても4市ほどありました。ただ、申請の実績は今までございませんでした。そういったことで、他市の状況も参考にできないということと、あと、市内の状況についても、なかなかそこまでの相談というのも今までの実績でなかったということで、県の予算を参考に5件というような感じで置いております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

それと、上限額については、これは標準的な治療費というのを調べて、そこから割り出したと、そんな考え方か。

○ 山路こども保健福祉課長

標準的な治療費も参考にしながらということなのですが、それぞれ治療内容によってさまざまでございます。例えば、男性不妊治療によりますと、最低でも10万円以上はかかるということで、20万円から30万円前後かかる場合もあるということなんですけれども、そういったことで、最低10万円かかる、そのうちの半分は補助しようという考えで5万円とさせていただいております。それと、県の補助制度も同じように5万円ということになっておりますので、その数字に合わせていただいております。

それと、不育症治療につきましても、これもさまざまなんですけれども、いろんな治療があるんですけれども、40万円以上かかる治療もありますので、そういった意味で、これも県の上限額が10万円ということになっておりますので、県の補助制度に合わせていただいております。

以上でございます。

○ 豊田政典委員

もう一個。今年度補正で出てきていますが、今後、来年度以降とか、この事業を継続していくと、そういう考え方ですか。

○ 山路こども保健福祉課長

継続を前提として考えております。今回、この補助制度を創設することによりまして、この治療、不育症ということと男性不妊症というようなことが周知もされるということで、

治療実績といたしますか、申請される方もふえてくるのではないかと思いますので、今後は継続していきたいと思います。

○ 豊田政典委員

最初なので、実績を見ながら修正をかけていく必要があるかもしれませんが、どうも聞いていると、県主導の色合いが強くて、金額についても件数についても、県が先に決めて制度をつくって、それに従っておかざるを得なかったということを感じるんですが、そうだとすれば、我々が提案する前段階として、県に対して、より精査した上での制度づくり、スタートというのを意見していただきたいし、また、継続していくのであれば、現場の声というのをきちんと伝えていってもらえる必要があるかなと感じました。

○ 中川雅晶委員長

意見でよろしいですか。

○ 豊田政典委員

はい。

○ 石川勝彦委員

今、豊田委員のちょっと先をあれしますが、2件、3件、両方ともそうですが、これは、もしも情報が行き届いて需要がふえてきた場合に、増額補正、県のほうに要請できない場合もあるかもしれませんが、どちらも一般財源が計上されておるんですよね。県のほうにも働きかけるということも、県では、今の説明では、数の把握ができていない、県はこれぐらいと見込んでおるとい、見込んでおるといことは、実際に調査していないで、ただこれだけだというような印象を受けたんですが、今後に向けて、単年度、いわゆる市単で増額補正をするという考え、それから、県に働きかけていくという、これは継続してやっていただかなくちゃいかんと思いますが、県挙げてね。だけど、市としてもやっぱりしっかりその辺取り組んでいただきたいと思いますし、今、豊田委員も言われたように、どうも県主導的な考え方で立っておるようですが、やっぱり本市もこの辺のところ、しっかり大事な問題として真剣にこういう悩みの方に対応していただく、ふえればふえるほどうれい悲鳴という、そういうのはちょっと非常に複雑な気持ちになりますけれども、何と

かしてあげたいという気持ちをやっぱり持って進めていただくということは期待できるんでしょうか。その辺、お尋ねいたします。

#### ○ 山路こども保健福祉課長

不育症等で悩んでみえる方というのは、もう先延ばしできないということで切羽詰まっているような方が多いというふうに思っております。今回、県の制度についても、県も詳細はつかめていない状況での補助の制度を発足をしたわけですけれども、今年度、こういう制度が発足して、実績を見ながら、さらにいいものに改善していただけたらと思っておりますし、私どもも、県に対してその点の実績を見ながら要望というのも考えていきたいと思っております。県の補助対象部分についても補正で全て対応できるように要望をしてまいりますし、市の単独部分につきましては、また補正予算で皆様にご審議をいただきたいと考えておりますので、よろしくお願いたします。

#### ○ 石川勝彦委員

先ほどこの助成事業をことし初めて創設ということで、これからも続けていただくということですが、やはり周知をしていただくということ、その辺のところが一番大事ですよ。助成事業はあるんだというだけじゃなくて、それこそホームページに、あるいは広報にという程度では、余り2件、3件が3件、4件になるということにはならないと思うんですよ。やっぱりもっとふえるということ、現状はどうなのかと聞いたかったけれども、それは何も県のほうも把握していないとか、市も全然把握できていないとかということですから、もうお尋ねするに及ばなかったんですが、やっぱりこの辺のところをしっかりとアンテナを高く張りめぐらせて、情報がこういう方々に届くようにしていただいてこそ事業の効果というのはあると思うんですよ。その点をひとつくれぐれもよろしく取り組んでいただきたいと思います。その点はいかがですか。

#### ○ 山路こども保健福祉課長

先ほど委員がおっしゃられましたように、ホームページ、広報等は当然でございますけれども、こういった治療をされている方は婦人科のほうに通われている方ということですので、広報等の周知とともに、病院等にも積極的にお邪魔させてもらって、この制度の創設についてお話もさせていただきたいと考えております。

以上でございます。

○ 石川勝彦委員

よろしく申し上げます。

○ 中川雅晶委員長

ほか、ご質疑。

○ 野呂泰治委員

要は少子化対策なんですね、はっきり言って。少子化対策の一つの事業として、こういうことが県のほうも出てきたというか、こういう案がこしはあるんだと。こういう方は今までも恐らくおみえになったと思うんですね。ですから、それがやっとなんて言い方は悪いですけど、一応本当に少子化対策ということで支援しましょうということですから、それはそれでしっかりと、県云々じゃなくて、四日市の少子化対策、四日市の子育て支援とか、いろんなことにもやっぱり関連してきますもので、その点を考えてこれから予算は、別にそんな5件やなくても、10件でも、あるいは堂々と積極的に四日市の少子化対策、そういうこともやっぱりしていってもらいたいのかなと思いますし、と同時に、もう一点だけ、これは所管が違いますけれども、いわゆるお産をしていただく病院の数が、あるいはお医者さんの数が非常に少なくなっているということは伺っているんですが、その辺も皆さんはお調べというか、聞いているというか、その辺は精査というか、調べてみえるんですね。当然、少し、今持ち合わせていなければあれだけど。

○ 山路こども保健福祉課長

今、数字的なものは持ち合わせていないんですけれども、産婦人科というか、産科の病院が減っているというのは認識しております。

○ 野呂泰治委員

もっと言うと、あくまでも僕もちょっと聞いただけでわかりませんが、今現在、四日市市内でお産をしていただく病院、あるいは、そういった、こういう専門的なお医者さんの病院は3カ所か4カ所しかないんだと。特に市立病院は非常にそういう点で中心的

な存在になっておるということを聞いていますので、その辺もしっかりとよく調べて対策をやっていってもらいたいと、こんなふうに思います。

以上です。

○ 小川政人委員

こんなことを聞いてもいいのか悪いのかわからんけど、過去にこういう治療をして成功例というのは何割ぐらいあるのかなと。

○ 山路こども保健福祉課長

インターネット等での調査なんですけれども、まず、不育症治療につきましては、流産とかを繰り返している方が治療をされるんですけれども、過去に5回までの流産をしている方ですと、この治療をすることによって、8割の方が妊娠が可能というデータも見ております。

それから、男性不妊治療につきましては、特定不妊治療の一環で男性不妊治療もするんですけれども、特定不妊治療を行った方、これも年齢によっても違うんですが、若い方ですと3割、4割の方が妊娠の成功をするというデータも見ておりますので、私どもとしては効果はあるものと考えております。

以上でございます。

○ 小川政人委員

不育症治療の場合、8割が妊娠すると言ったかな。生まれて初めて成功例と違うの。妊娠して流産しておるんやろう。

○ 山路こども保健福祉課長

言い間違えまして済みません。出産が80%可能ということです。

○ 小川政人委員

それならわかるんやけど、それともう一つ、これは聞いたら怒られるかな。健全な子供が出てくるのが、その辺のあれはどうなんですかね。ちゃんと優生学的に、そんなんわからんやないか、いらんことというなと言われるかもわからんけど、無理して、無理に子供を



つくろうとか、体調がきちっとしていないのに無理やり出産をすることによる医学的に何か不都合というのはあらへんのかな。それはどうなんですかね。

### ○ 山路こども保健福祉課長

その辺のデータについて、私ども把握はしていませんけれども、今回、この制度を創設したのは、こういった妊娠をしたい、出産をしたいという方の気持ちを十分に尊重したいとか、そういう人の希望をかなえたいという意味が強かったので、こういう制度を設けておりますので、そういうことまではちょっと考えてはいませんでした。

### ○ 小川政人委員

そういうところは考えやんとあかんと違うんかなと思うんやけど。例えば、今の医学で妊娠中に何か検査すると病気がわかるとかわからんとかで、出産しようか、出産しないか判断するとかいう、ちらちらと、もうこの年で自分は子供をつくらへんで関係ないんやけど、そんなニュースも見たりすると、やっぱり出産も、こんなことを言ったらあかんけど、きちっと健康な子供を産みたいというのが親の願望やろうと思うんやけど、そこまでちょっとデータを持っておったほうがええのと違うかなと僕は思うんやけどな。

### ○ 市川こども未来部長

小川委員のご質問、ちょっと非常にデリケートな問題だと思います。ただ、不育症の場合、6割強が原因不明の流産というふうに言われています。このうち、染色体異常等で生物学的に自然淘汰という形で流れるという場合も流産の場合は多うございます。それに加えて、母体にストレスが非常にかかっている場合とか、あるいは先天的に高リン脂質抗体陽性というのがありまして、血栓ができやすい、子宮のほうに血液が流れにくいという病気の方がみえます。これについては薬剤等で治療をすることによって分娩が可能ということになりますので、原因によってさまざまな対処をしていくということでございます。

それとあと、先ほどおっしゃいましたけれども、染色体異常のお子さんが生まれる確率というのは、やはり高齢出産になるほどリスクが高いというのは、これはもう病理学的に証明はされております。ですので、できるだけ私どもは早い年齢のときに回数多く治療を受けていただけるように、今回、不妊治療の上限の年間制限をなくしたり、そういった改善をしておるところでございます。やはり産みたいときに子供さんが持てるようにできる

だけの支援をしていきたいと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

○ 諸岡 党委員

さっきの女性のほうで8割、男性のほうで3割、4割という数字なんですけれども、それは一発目の治療で8割という意味なんですか。それとも、その後何度も何度も繰り返しておるうちに8割方成功するという、どっち。一発目で8割、あるいはどっちの話ですか。

○ 中川雅晶委員長

表現、考えてくださいね。

○ 山路こども保健福祉課長

私ども、インターネット等で調査している状況もあるんですけども、1回の治療でというふうには理解していたんですが、ちょっと詳細まで十分つかんでおりません。済みませんでした。

○ 中川雅晶委員長

よろしいでしょうか。

ほか、質疑のある委員さん、おられますでしょうか。

○ 樋口博己委員

男性不妊治療の広報なんですけど、当然、産婦人科というか、病院で広報されるんだと思うんですけども、一般的に女性が原因で妊娠できないんだという思い込みが多いのかなど。そういう中で、実は男性のほうに原因があったということだと思うんですけども、その辺のPRの仕方、具体的なことってどんなふうにお考えなんですか。

○ 市川こども未来部長

ここのあたりなんですけれども、まずは、できないということで、女性が産婦人科で相談をされるというケースが多いと思います。いろいろ検査をされて、卵子にも問題がない、それから体調にも問題がないといったときに、そうすると、男性が原因かもしれないということでお医者様のアドバイスがあって、夫の方と協力して、受胎に向けて治療を行われ

るといような手順を踏まれるケースが多分多いと思います。なかなか協力をしたがらない方がおみえになるということもお伺いするところですが、最近では、比較的、夫婦で子供を持ちたいということで協力し合っという流れができつつございますので、その一助になればというふうに思っております。

#### ○ 樋口博己委員

わかりました。

そうすると、不育症のほうは、妊娠を繰り返しながらも育たないという話ですね。自分が不育症だということがわからない、気がつかない、担当のドクターもわかりにくい、発見しにくいということがあると思うんですけど、不育症の専門のドクターってみえるかと思うんですけど、この四日市にみえるのか、それとも、四日市にいなければ、近くはどこにみえるのか、そんなこともあわせてPRしていかなあかんのかなと思うんですけど、その辺はどうでしょうか。

#### ○ 市川こども未来部長

これにつきましても、インターネットで不育症の治療を行っている病院というのは公開はされております。残念ながら、四日市市には専門の医院はございません。三重県内で現在取り組んでおりますのが、松阪市の済生会病院というふうにお伺いしておりますが、四日市から近いといいますと、名古屋駅周辺で数件取り組んでいらっしゃる医院がございます。この方たちは、一旦妊娠して、その妊娠が継続せず流産、死産に至るということでございますので、この前、議会でもお答えいたしましたように、母子手帳をお渡しするときに、挟み込みの資料等でそういった情報提供も考えていきたいというふうに思っております。

以上です。

#### ○ 樋口博己委員

今、部長が言われました、母子手帳に挟み込みでというふうに言われたのは、それは具体的にいつぐらいからスタートするんですか、そういう広報というのは。

#### ○ 山路こども保健福祉課長

それについては、もう既に実施しております。あと、ホームページにも掲載をさせていただいております。

○ 樋口博己委員

あと、両方の制度で市単独事業の上限が730万円ということで、これは以前の不妊治療の所得制限だと思うんですけども、この730万円というのはどういう基準なんですかね。児童手当支給の金額と連動しておるんでしょうか。

○ 高田こども保健福祉課課長補佐

こども保健福祉課、高田です。よろしくお願いいたします。風邪を引いていまして申しわけございません。

730万円なんですけれども、平均的な年収で953万円ということですので、それ以上の方ですと……。

○ 中川雅晶委員長

所得控除前がということやね。

○ 高田こども保健福祉課課長補佐

所得控除前の金額が……。

○ 市川こども未来部長

総収入。

○ 高田こども保健福祉課課長補佐

総収入が953万円ということですので、そちらのほうは日本生殖医学会のほうで当初決められた金額、三重県の国の特定不妊治療費助成のほうで決められた金額でございまして、そちらのほうを引用しております。

○ 樋口博己委員

そうすると、国の所得基準に合わせてすると、この730万円ということですかね。

○ 高田こども保健福祉課課長補佐

おっしゃるとおりです。

○ 樋口博己委員

わかりました。

あと、改めて広報なんですけれども、病院にポスターを張るとか、そんなようなことはあと予定しておるんでしょうか。ホームページとか、そんな広報をされるんでしょうけれども、病院等に、そういうポスターがあるのかどうかわかりませんが、つくるのかどうなのかわかりませんが、その辺はどうなのでしょう。

○ 山路こども保健福祉課長

実際、まだ具体的にはつくってはいないんですけれども、ポスター等も効果的であると思いますので、そういったものも用意したいと思っております。

○ 樋口博己委員

わかりました。

お子さんを出産できるということも目的だと思うんですけれども、予算を使っていたら、自分たちがこういう症状なんだと、不育症であるとか、男性の不妊症だとか、そういうことに気づいていないという方に対してのPRという事業でもあるかと思っておりますので、大いにしっかりと広報いただいて、この事業がしっかりと活用いただけるようお願いしたいと思います。

○ 中川雅晶委員長

ほか、ございませんでしょうか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

質疑もないようですので、質疑を終結いたします。

討論、採決へ移らせていただきますが、全体会へ審査を送るべきというような意見の表明はなかったかと思いますが、改めてお伺いしますが、ありますでしょうか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

ないと確認をさせていただきました。  
それでは、これより討論に移ります。  
討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

別段討論もないようですので、これより分科会としての採決を行います。反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第2号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費について、原案のとおり可決することに異議ございませんでしょうか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認め、原案どおり可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第2号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算補正、歳出第3款民生費、第1項社会福祉費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

それでは、続きまして、付託議案の審査を行わせていただきます。

## 議案第8号 四日市市母子福祉センター条例等の一部改正について

### ○ 中川雅晶委員長

付託議案、議案第8号四日市市母子福祉センター条例等の一部改正について、説明を求めます。

### ○ 山路こども保健福祉課長

こども保健福祉課長、山路でございます。

議案第8号四日市市母子福祉センター条例等の一部改正について、ご説明をさせていただきます。

資料は、議案書65ページから68ページ、提出議案参考資料は2ページ、それから教育民生常任委員会資料の1ページでございます。説明は、提出議案参考資料と教育民生常任委員会資料に基づいて説明をさせていただきます。

まず、提出議案参考資料の2ページをごらんください。

母子及び寡婦福祉法が一部改正されまして、法律の名称を母子及び父子並びに寡婦福祉法と改め、父子家庭に対する福祉の措置の章を創設するなど、父子家庭を含めたひとり親家庭の支援施策を強化することを目的としまして、平成26年10月1日から施行されることとなりました。このため、関係する条例を改正するものであります。四日市市社会福祉事務所設置条例、それから四日市市総合会館条例についても関連しておりますので、一括して説明をさせていただきます。

まず、四日市市母子福祉センター条例については、母子福祉施設の名称に父子が加わったことから、四日市市母子・父子福祉センターに名称を変更いたします。また、相談業務の対象についても、母子家庭から母子家庭等に変更し、父子家庭についても対象といたします。

四日市市一人親家庭の医療費の助成に関する条例については、この法律を引用している条項、ひとり親家庭の定義の部分ですが、法律の名称を変更するなど、整備を行うものであります。

四日市市社会福祉事務所設置条例については、この法律を引用している社会福祉事務所の所務、この部分について、ここでも法律の名前を変更させていただくものであります。

四日市市総合会館条例については、会館内の施設であります母子福祉センターの名称を母子・父子福祉センターに変更するものであります。

続きまして、教育民生常任委員会資料の1ページをごらんください。

今回の条例の改正の背景について、簡単に説明をさせていただきます。

母子及び寡婦福祉法の名称が母子及び父子並びに寡婦福祉法に改められ、父子家庭への支援が母子家庭と同様に法律に明確に位置づけられ、10月1日から施行されることとなりました。

主な改正の内容ですが、父子家庭の支援の拡大、ひとり親家庭の支援施策、周知の強化、ひとり親家庭に対する支援体制の充実があります。

まず、父子家庭への支援の拡大についてでございますが、現在、家庭児童相談室に配置されております母子自立支援員や総合会館3階にあります母子福祉センターの名称に父子がつけられました。これまでも父子家庭の相談等には対応しておりましたが、父子家庭に対する支援が法律に明確に位置づけられることになりました。また、現在、母子世帯を対象としております母子福祉資金、こちらについても、県の事業ではございますが、父子家庭を対象とします父子福祉資金の創設も予定をされております。

それから、ひとり親家庭の支援施策と周知の強化でございます。看護師資格など、就職に有利な資格を取得するために専門学校に通う際ですが、この期間の生活の支援をするために、高等職業訓練促進給付金などがあります。この給付金について、今までは雑所得として課税されておりましたが、これは課税対象でなくなります。また、これまで保育所に入所する際に母子家庭、父子家庭ともに配慮をしておりましたが、放課後等健全育成事業、学童保育所でございますが、母子家庭及び父子家庭の福祉が増進されるよう配慮しなければならないと規定をされております。また、これらの施策については、周知を積極的に行うことが規定されております。

続きまして、3番ですが、ひとり親家庭に対する支援体制の充実でございます。母子・父子自立支援員がひとり親家庭の支援の実施の要となっております。こういった自立支援員の人材の確保や、さらなる資質の向上を図るための研修などについて、積極的に実施するように努力義務が規定されております。

説明は以上でございます。ご審議、よろしくお願いいたします。

## ○ 中川雅晶委員長



ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員の皆さんからの質疑がございましたら、発言、よろしく申し上げます。

#### ○ 石川勝彦委員

この条例は、名称が改められたということで、これは全国的に足並みがそろって、10月1日施行ということで、そういう理解をしてよろしいですか。それなら、やっぱり今、説明いただいた1ページの周知を規定されておるということならば、その周知の方法もしっかりやっていただきたいということ。父子家庭が多くて、この条例を知れば、本当に喜んでいただく方もあろうと思います。私も何人かそういう方を知っておりますが、ぜひとも知らせてあげたいというあれですね。

それから、父子自立支援員の人材確保の努力義務が規定されておるということ、この辺のところ、この辺に対する期待をどこまでできるかというところですが、どのようにお考えですか。

#### ○ 山路こども保健福祉課長

父子自立支援員の人材確保という部分ですけれども、役割的にはすごく重い職種であるんですが、なかなか人材を確保するのが難しいということがありまして、この法律に明確に規定されたようです。それとあと、絶えず制度改正とかについて敏感に勉強もしていただかないといけないので、研修の機会もふやすようにということで、この法律に規定されたところと理解しております。

四日市市の場合は、自立支援員が家庭児童相談室にいるんですけれども、4人実際にいるんですが、この4人の中で絶えず研修等にも積極的に参加するようにこれからも努めさせていただきたいというふうに考えております。そして、研修に行った成果というのも十分生かしていけるように環境も整備していきたいと考えております。

以上でございます。

#### ○ 中川雅晶委員長

ほか、質疑ございませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

質疑はないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言、お願いいたします。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

討論もないようですので、これより採決に移ります。反対表明がなかったので、簡易採決とさせていただきます。

議案第8号四日市市母子福祉センター条例等の一部改正について、原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第8号 四日市市母子福祉センター条例等の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

以上をもちまして、こども未来部についての審査は終了とさせていただきます。お疲れさまでした。ありがとうございました。

それでは、理事者の方、入れかえをさせていただきますので。

続きまして、審査順序に基づき、教育委員会の審査を行ってまいりたいと思います。

初めに、教育長から一言お願いいたします。

○ 田代教育長

大変お疲れのところ、よろしくお願いいたします。

今回の議会で、教育委員会は補正予算1件と、それから付託議案が2件ございます。そして、その後、協議会として、3件お願いをするということでございます。

どうも外、ちょっと天気が、湿度が高くなってきておりますので、大変恐縮でございますが、どうぞ皆さん、よろしくお願いいたします。

## ○ 中川雅晶委員長

まず、予算常任委員会教育民生分科会として、補正予算の審査を行います。

議案第2号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第2号）

第1条 歳入歳出予算補正

歳出第10款 教育費

第1項 教育総務費

## ○ 中川雅晶委員長

議案第2号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算補正、歳出第10款教育費、第1項教育総務費の説明を求めます。

## ○ 山下人権・同和教育課長

人権・同和教育課、山下です。よろしくお願いいたします。

6月補正予算の参考資料12ページ及び補正予算書の18ページ、19ページの人権教育総合推進地域事業について、教育委員会で別添用意しました予算常任委員会資料、一般会計補正予算（第2号）という資料がありますので、そちらのほうをごらんいただきながら説明をさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

資料のほう、よろしいでしょうか。

## ○ 中川雅晶委員長

よろしいでしょうか。

お願いします。

○ 小川政人委員

ちょっと待って。

○ 中川雅晶委員長

ちょっと待ってください。

○ 小川政人委員

参考資料って、どんなやつや。

○ 中川雅晶委員長

参考資料、これです。最初に……。

○ 諸岡 覚委員

机に置いてあったやつやね。

○ 小川政人委員

きょう。

○ 中川雅晶委員長

参考資料って、もともとあったやつやよ。6月補正予算参考資料。

○ 山下人権・同和教育課長

もともとの補正予算参考資料の12ページです。それと、補正予算書の18ページ、19ページがもともとの……。

○ 小川政人委員

補正予算参考資料、これ。

○ 山下人権・同和教育課長

そうです。

○ 小川政人委員

何ページ。

○ 山下人権・同和教育課長

12ページ。

○ 中川雅晶委員長

お願いします。

○ 山下人権・同和教育課長

では、お願いします。

教育委員会の用意した資料のほうで説明をさせていただきます。開いていただきまして、1ページをごらんください。

本事業は、子供を取り巻く人権課題の解決に際し、新たな取り組みや指導内容の開発が期待される教育課題を取り上げて、保々中学校区において人権教育の総合的な取り組みの実践研究を行うものです。補正予算額は65万7000円、全てが県支出金となっております。

2ページをごらんください。

事業目的、内容等を記載させていただきました。特に特徴的な取り組みとして、内容のところに書かせていただいておりますが、一つ目として、C R T、学力検査及びQ—U学級満足度調査というもののクロス集計によりまして、個人、学級の学習面と生活面の支援ニーズを総合的に判断すること、そして、それに基づく校内における人権教育カリキュラムの検証と修正、さらに、公開授業による成果の発信及び市内、県内の学校、園との交流を行おうとするものです。

3ページのほうに事業概要をわかりやすく図示したものを用意させていただきました。今回の事業は、平成24年度の子ども支援ネットワーク構築事業において県下に発信された先進的な取り組み事例である保々地区18年間育ちのプログラムに基づき、学校人権教育における小中9カ年のプログラムを人権教育カリキュラムとして充実させることにより、子供の自尊感情及び学力を高めるための授業づくりや教材、教具の開発、実践交流を目的とし、県からの強い依頼を受けて調整をさせていただいた結果、今回、保々中学校区におい

て実施することにしたものです。

以上、説明をさせていただきました。ご検討、よろしくお願いします。

#### ○ 中川雅晶委員長

説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員の皆さんからのご質疑がございましたら、ご発言、お願いします。

#### ○ 豊田政典委員

まず、今、最後に説明のところで行われた保々地区18年間育ちのプログラムというところとも関係するかどうかと思うんですけど、人権教育に関して、従前の事業が行われてきたかと思いますが、それと今回の事業との関係性が、位置づけがよくわからないので、そのあたりと、あわせて、今回、保々地区でやりますけれども、今後、他地区への波及についてどのように考えているのかとか、来年度以降の展開、あるいは単年度だけなのか、そのあたり、もう少し教えてください。

#### ○ 山下人権・同和教育課長

今回の事業は、保々中学校区において、研修会や先進地視察、あるいは、先ほど申しましたC R T検査などの分析、実態把握を通して、人権教育カリキュラムの検証、公開授業を行うものです。主に、その成果を市内、県内の学校、園へ発信し、交流することが目的となっています。従来、保々地区においては、ネットワーク事業等をして、地域でのネットワークの交流、あるいは、それをもとにした、あと、地域には人権プラザというものもありまして、そこに子ども人権文化創造事業とか自己実現支援事業というのがありますが、今回は、学校人権教育の発信ということで、そことの事業との関連はありません。1年間のプログラムの中で、地域でつくってきたプログラムを学校の人権教育のカリキュラムに生かして、いわゆる学校の教室の授業での様子、プログラムの反映というものを、ほかの他地域の各小学校、中学校に発信していくというのを大きな目的としたものです。1年単位のみです。

#### ○ 豊田政典委員

わかってきたんですけど、各学校でいろんな形で人権教育が行われてきているかと

思います。その中で、特に他の学校にも参考になりそうな事例が保々地区の小中学校にあったので、そこに注目した県がお金を出して、さらに研究を深めて、ほかの学校、地区にも波及していこうと、そんな理解でよろしいですか。

○ 山下人権・同和教育課長

まさしくそのとおりで、この事業の目的と考えております。

○ 豊田政典委員

ちょっと上手にまとめ過ぎてしまいました。

もう一つ、この事業目的が両方の資料に書いてあるんですけど、ここに学校、家庭、地域社会が一体となって教育委員会と、と書いてあるんですよ。具体的な内容のところ、家庭と地域社会がどの部分にかかわっていくかというのをお聞きするんですけど、まず、人権教育総合推進会議という、この会議には、家庭というか、保護者になるんですかね。保護者でない家庭もある。地域社会、この人たちがどうかかわるのかということと、(2)の人権教育カリキュラムの検証及び実践の公開、ここにかかわりがあるのかないのか。家庭と地域社会、そこを教えてください。

○ 山下人権・同和教育課長

この保々中学校区人権教育総合推進会議というものは、ネットワーク事業の中でこれまでも構築してきた地域の委員会というものがありますので、それらを活用することになります。そして、保護者、地域といいますのは、例えばPTA、あるいは地域の育成会等の連携、その中の代表の方たちがその協議会に入っていただくことによって、情報の共有を行ったり、あるいはプログラムの検討を行っていくというところにはかかわっていただくという意味です。

○ 豊田政典委員

そうすると、推進会議に代表メンバーが入るけれども、カリキュラム検証等にはかかわらないのか。

○ 山下人権・同和教育課長

そのことにつきましては、他地域でも同じようなことがあります。学校の中で学校づくり協議会というところがありまして、その中で、保護者、あるいは子供たち、あるいは教職員にアンケートをとったりする中で、毎年検討させていただいて、また次の年の学校計画に生かさせていただいているという循環があります。そのところに地域の方々、いわゆる保護者、子供の意見も反映させながら、この事業を展開していくということになります。

○ 豊田政典委員

もう少し、きょう配られた資料で、(1)のほうは、より具体的な内容が三つの点で書いてありますよね。先進市視察というのがあるんですけど、ここには家庭や地域社会代表というの是一緒に行くんですか。

○ 山下人権・同和教育課長

特にどこへ行くという具体的なことをこちらで把握はしていないんですが、過去、先進市視察の場合は、学校づくり協議会の一員の方というのは参加をしていただけるようなプログラムになっています。

○ 豊田政典委員

わかりました。

○ 中川雅晶委員長

ほか、質疑のある……。

○ 川村高司副委員長

人権教育カリキュラム等の先進地、今現状で、先進地というのとはどこというのはある程度認識はされているんですか、教育委員会として。

○ 山下人権・同和教育課長

特に、このカリキュラムのもとになっている先進地というのは何校かあるんですが、今、大阪府のほうで、いわゆるキャリア教育の中で、生まれたときから18歳の年齢くらいの程



度までのところの一貫したキャリア教育というところで先進的な取り組みを行っているところを主に参考にさせていただいて、それは全国各地で何件かあるんですが、そういうところを、一つのところに限らず、聞き入れたところに参加させていただくような方法をとっています。

## ○ 諸岡 党委員

私、前から言っておるんですけども、例えば、先進事例云々という話もあったけれども、先進的試みというのは、あくまでも今までやっていないような変わった新しいことをするのが先進的取り組みであって、先進的なものが必ずしも正しいかどうかはまた別問題なわけじゃないですか。

それで、結局、人権教育というのは、何をもって成果とするんですか。例えば、ほかの事業なら、これがこういう数字になったら、例えば90%以上になったら成功だろうとか、何件以上になったら成功だとか、何かそういう具体的な数値が、目標が大体見えるじゃないですか。これは一体いつ終わりが来るんですか。それで、変な話、人権教育なんていうものはしなくてもいい世の中になれば、本来、それが理想なわけじゃないですか。いつかなくしていくんだ、なくなっていけばいいというのが本来論でしょう。であるならば、この成果というのは、四日市はどこに成果を見出しているんですか。

## ○ 山下人権・同和教育課長

これにつきましての答えというのは、一方向だけでというのが、ちょっと正直言いました難しい問題であるということは自分も認識をしています。先ほどおっしゃられたことなんですが、いわゆるいろんな人権課題に対することで起こっている差別をなくす取り組みというのは、もうなくなっていかなければならない、あるいはゼロになっていかなければならないと思っています。ただ、人権教育という視点においては、やはり子供たちの間で、例えば今でもいじめが、これだけ言っても起こってしまう可能性がある。あるいは、今ですと、インターネット上の中でのSNSというソーシャルネットワークとか、そういうところでも、やはり学習はしているはずだけれども、一方で起こってしまうような危うさがある。そういうところは、予防的措置も含めて人権教育というものは必要であるという認識で今取り組んでいます。差別をなくすという点においては、いつも目標は、差別をすることはあってはいけないということで、そのことが起こらないようにするという目標

は必ず持っています。

#### ○ 諸岡 党委員

よく、例えば関東だとか愛知県方面とか、よその他府県から四日市に引っ越してきた人に言われるんですけれども、とにかく四日市って、人権絡みの標語やポスターが異様に多いし、地区の中でもそういう催しがやけに多いと。子供も学校でようそんなプリントをもらってくるという話を聞くんですけども、何かデータの的に、四日市はそういう差別的な、あるいは人権に絡む事件が多いとか、事例が多いとか、四日市はやっぱりよそと比べると、突発的にそういうのが多いんですか。だから一生懸命やっているんですか。

#### ○ 山下人権・同和教育課長

数値的に、特別に例えば四日市地区が多いとか、あるいは三重県が多いとかということ、その数字によって動いているというふうには考えていません。ただ、部落問題であったりとか、特別支援における差別の問題であったりというのが明らかに事象として上がってくる、あるいは、これまでの取り組みによって、そういうことをきちんと視点を持って取り組んでいくということが培われてきている地域であるというふうな認識でいます。あと、差別のことが明らかになっている度合いとしては、いわゆる関西のほうというか、私たちの地域も含んだところでは、その辺が明らかになっている度合いが、関東方面に比べては——同じようにあるかないかといえ、どちらにも同じような問題は存在するんですが——そのことについての被差別の側からの申し出や、あるいは訴えが多くあるということは基本的に出ているという認識を持った上で取り組みをしているということはありません。

#### ○ 諸岡 党委員

ちょっと言葉の意味がわからなかったんですが、さっき事例としては別に特段多いとかそういうことはないといった言葉の後に、ただ、事象としてはそういうものが突出している部分もあると言われたけど、事例と事象って何が違うんですか。

#### ○ 山下人権・同和教育課長

済みません。ちょっと今のは、自分も事例と事象を区別して言ったという認識はなかつ

たので、ごめんなさい。ただ、いわゆる言わんとするところは、例えば、被差別の立場にあって、このような差別の状況にあって、傷ついている、あるいは苦しい思いをしているということを言いやすい雰囲気というか、言っていく雰囲気をつくりながら、その人たちの声をもとに、そういう場面というのは周囲でやっぱり起こしてしまっている状況というのはどんなのかというのを考える機会を、やはりこの地域はこれまでの活動の中ということもあると思いますが、比較的多く取り組んでいる地域だということ、外部というか、そのような取り組みは少ない地域のところからみえられた方にとってみると、例えば、そのテーマでの懇談会が多いねとか、あるいは、学校のPTAのところで、人権に関するテーマの懇談会が今までにいた学校よりは多いねというふうなご意見をいただくことはあります。

#### ○ 諸岡 党委員

それで、変な話、四日市はこれに一生懸命取り組んでいることによって、私、前、雑談の中で理事者の方にもしゃべったことがあるんだけど、例えば、よそから越してきて、何かの充て職があって、例えば地区の役員であるとか、PTAだとか、子供会だとか、何かの充て職になったら、自動的にその勉強会に参加をしなければいけないという事例があるらしいんですよ。そうすると、その人にしてみれば、私、そんなん行きたないわという、それに行きたくないということだけで、あなたは人権に意識のない人やと、あなたは差別が平気な人なんやみたい、そういうことを周りから言われて、いや、それ自体が差別じゃないのといっって頭を悩ませておる人もいらっしゃるんですよ。

私は、人権というのは大事なことだと思うし、教育も当然していかなければいけないと思うんだけど、やっぱり他府県から見たときに、四日市というのは余りにもこの分野で、それこそ先進的過ぎて、一生懸命過ぎて、昔からここで住んでいる人はそれで当たり前だから違和感がないんだけど、よそから来た人にとって物すごく違和感のあるまちなりつつあるということもちょっと頭の片隅に入れておいていただきたいなということだけ意見を申し上げて、終わります。

#### ○ 中川雅晶委員長

意見でよろしいですか。

○ 諸岡 党委員

はい。

○ 中川雅晶委員長

ほか、質疑ございませんでしょうか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

それでは、質疑のほうを終結させていただきます。

全体会へ審査を送るべきということのご意見もありませんでしたが、もう一度確認しますが、ありませんね。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

それでは、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言願います。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

反対意見等々もございませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第2号平成26年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算補正、歳出第10款教育費、第1項教育総務費につきまして、原案どおり可決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。原案どおり可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第2号 平成26年度四日市市一般会計補正予算（第2号）、第1条歳入歳出予算補正、歳出第10款教育費、第1項教育総務費について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

それでは、続けてというところなんですが、ちょうど1時間ぐらいたったんですけど、どうしましょう。このまま続けますか。

○ 諸岡 覚委員

付託議案ですよ。

○ 中川雅晶委員長

付託議案です。行きましょうか。

○ 小川政人委員

付託議案まで行って終わろう。

○ 中川雅晶委員長

終わろうというその意味が、全部終わるといふ……。

それでは、続きまして、付託議案の審査を行います。

議案第12号 工事請負契約の締結について

○ 中川雅晶委員長

議案第12号工事請負契約の締結について、説明を求めます。

○ 坂口教育施設課長

教育施設課、坂口でございます。どうぞよろしくお願ひいたします。

私のほうからは、付託議案、議案第12号工事請負契約の締結についてをご説明させていただきます。

資料といたしまして、四日市市議会定例会議案の83ページと、もう一つの資料で、提出議案参考資料の6ページ以降になります。これに沿ってご説明をさせていただきます。

まず、議案のほうの83ページをごらんください。

こちらのほう、議案第12号工事請負契約の締結についてでございます。

提案理由といたしまして、このたび羽津小学校大規模改修工事の請負契約を締結するについて、こちらのほう、条例第2条の規定により、請負価格が1億5000万円以上のものについては議会の議決を要することから、このたびこの工事の締結について上げさせていただいております。

次に、84ページをごらんください。

こちら、参考ということで、まず、契約内容のところが書いてございます。1番、工事場所、2番、工事名、3番、工事概要、4番、工期でございます。こちらは記載のとおりでございます。5番としまして入札結果でございますが、こちらのほうは、この案件は、4月16日に一般競争の公告を行いました。それで、5月16日に市内Aランク業者8社参加のもと入札を行いまして、結果、そこの表にもございますが、北三重技建株式会社が落札をいたしまして、今、仮契約中ということでございます。

85ページにつきましては、羽津小学校の場所を示してございまして、施工場所と四角で矢印で示してあるところ、これは羽津小学校の北校舎がございまして、こちらが施工場所というところでございます。

続きまして、参考資料の6ページをごらんください。

こちらのほうは、まず、6ページのほうですが、事業概要、工事概要、工事スケジュール等書いてございます。

まず、今回の改修工事の概要ですが、こちらのほう、昭和42年、43年、46年に建設した鉄筋コンクリート造3階建ての教室棟3棟、計2536㎡ございまして、こちらのほうの教室の改修、廊下の改修及びこの中のトイレ改修と、あと、3階にトイレを設置すると。こちらのほうの内容が内部改修でございます。それと、照明器具につきましては、全てLED化を行います。また、外部改修でございますが、屋上の防水改修及び外壁改修を行います。

次に、2番、工事のスケジュールといたしましては、この後、議会の承認をいただいた後、本契約を行いまして、その後、工事着手となり、夏休み期間中に工事を進めまして、

8月末に完了を予定しております。

3番、契約金額でございますが、1億5913万8000円でございます。

4番、契約の相手方は、先ほど申しましたが、北三重技建株式会社でございます。

5番、契約期間につきましては、契約の日——これは議会承認日ということなんです——から平成26年9月30日までということになってございます。

6番、入札方法は一般競争でございます。

続きまして、7ページをごらんください。

こちらのほう、羽津小学校の配置図というふうになってございます。先ほどご説明させていただきました、今回の改修工事の対象の校舎が北校舎でございます、斜線を引いてある部分でございます。こちらのほう、ちょっと台帳上は3棟という形で分けてございますが、実際はつながっております、1棟ということになってございます。

それと、次に、ここの校舎は、敷地は北東に志氏神社、また、東側に近鉄名古屋線ということで、こちらに囲まれました丘陵地に建ててございます。

簡単な説明で申しわけないんですけども、以上でございます。どうぞよろしくご審議のほどお願いいたします。

#### ○ 中川雅晶委員長

ありがとうございました。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員の皆さん、質疑がございましたら、発言、お願いいたします。

#### ○ 野呂泰治委員

1点だけ、教えてもらえるかどうかやけれども、改修内容とございますね。教室の改修、廊下の改修、それから屋上防水、トイレ改修、3階トイレ設置と。契約金額がこの金額ですけれども、大体こういうのは幾らぐらいかというのは、そういう金額の少し、このくらいということぐらいは表にしてもらうことはできるんですか。合計でぽんと出てきておるだけだから。

#### ○ 坂口教育施設課長

大体の設計金額でございますけれども、まず、屋上防水改修が約1400万円でございます。

○ 野呂泰治委員

説明していただいて、その後、できたら資料としてもらえるとありがたいなと思うんですけど、どんなもんやろうか。

○ 坂口教育施設課長

じゃ、資料で提出させていただきます。

○ 中川雅晶委員長

資料の提出だけでいいですか。

じゃ、資料の提出、よろしく願いいたします。

○ 坂口教育施設課長

では、説明させていただきます。

外壁の改修の部分が約1900万円です。便所改修が1600万円、教室の内部等改修で4680万円。こちら、この改修に伴います電気設備工事、機械設備工事がございます。電気設備工事のほうは2600万円、機械設備改修のほうは約2400万円、それと、一部、中部の防火戸改修というのがございまして、こちらが950万円ということで、総計予定価格で1億6000何がしという数字になってございます。

○ 中川雅晶委員長

野呂委員、資料は後日でも結構ですか。

○ 野呂泰治委員

はい。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

ほか、ご質疑のある委員の方はありますでしょうか。



(なし)

○ 中川雅晶委員長

別段質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言、よろしくお願いします。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。別段反対表明もなかったので、簡易採決とさせていただきます。

議案第12号工事請負契約の締結について、原案どおり決することにご異議ありませんか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第12号 工事請負契約の締結について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第13号 動産の取得について

○ 中川雅晶委員長

続きまして、議案第13号動産の取得について、説明を求めます。

○ 小垣内スポーツ課長

スポーツ課の小垣内です。よろしくお願いします。

議案第13号動産の取得についてでございます。

議案は87ページ、88ページ、89ページでございます。それから、提出議案参考資料とい

たしまして、8ページ、もう一つ、追加で教育民生常任委員会資料の中の資料1、見出しのついている1番のところの1ページでございます。順番に説明させていただきます。

動産の取得につきましては、2000万円を超える物件につきましては議会の議決に付する契約及び財産、取得ということになっておりますので、議会の承認をよろしくお願ひしたいと思ひます。

動産名は体操器具、体操器具の床のマットと台車ということで一式でございます。取得金額は2916万円でございます。指名競争入札で、契約相手先は株式会社トヨタスポーツシステムズということです。

88ページをお願いします。

動産規格、購入数量、それから納入期限と記載しております。

入札の結果が89ページに記載しております。

どういうものの購入かという具体的な説明なんです、参考資料の8ページにちょっと白黒の写真でご説明をさせていただきます。

よくテレビでオリンピック等で見かける体操競技の床でございます。床は女子と男子とそれぞれ同じものなんです、2面用意するということです、今現在、中央緑地の体育館には、平成2年に取得した、ことしで25年使用している床のマットがあります。これは、反発材がゴム製の、ゴムというか、スポンジのようなゴム製の反発材を使っております。ずっとこれを使っていたんですが、平成18年の競技基準の見直し、これは大きく言いますと、それまで競技というのは10点満点で競技を行ってました。その後に、ウルトラFとかGとかいう加点式になりまして、10点を超えるルールになりました。そのルールに従って、技も非常に高度になってきて、特に床については、今までのゴムの反発材ではできない技が、スプリング製になって、いわゆる日本で言うと白井という選手がシライという技で4回転をするというのも、これは以前の器具ではできない技で、技と用具がセットで進歩していくという形です。

附箋のついている教育民生常任委員会資料で、上の写真が今使っている高さ78mmのゴム製のスポンジです。このスポンジについても、25年使用していますので、当時のような反発もできないし、当然、今の小さな子でも2回転は簡単にしますので、この辺も器具が古いのではなかなか完全な技ができないということで、下のスプリング、今は128mmと、1.五、六倍の厚みになって、これが非常に反発力があるというものに今回変えさせていただきます。よろしくご審議をお願いいたします。

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。

委員の皆さんからご質疑がございましたら、発言、お願いします。

○ 豊田政典委員

平成18年に競技基準見直しという説明でしたが、それ以降とか現在、体操競技がどういった活用をしているとか、状況をまず教えてください。

○ 小垣内スポーツ課長

どういう活用かというご質問でした。

この8年前ぐらいから三重県の体操競技のレベルが非常に上がってきた。というのは、四日市に一番最初に相好体操クラブというのができて、あと、鈴鹿市、松阪市、桑名市にも順次できました。その相好さんで幼児から体操競技を、そういうトレーニングをしてきた方がようやく日の目を見るというか、全国で活躍できるようになりました。それで、三重県においては、去年、全日本実業団選手権、これは内村航平も参加しましたように、三重県で非常に体操競技の全国大会が盛んに開かれるようになりました。ことしも四日市で11月に全日本ブロック選抜アンダー12という、日本の国内大会の最高の選手権が開かれるということになったように、非常に三重県も盛んに今後試合も開催されるかというふうに思われます。

○ 豊田政典委員

お聞きしたかったのは、中央緑地の体育館で体操競技を練習するのか、大会があるのか、いろいろだと思うんですけども、その実態、実情を教えてください。

○ 小垣内スポーツ課長

今現在、体操器具が設置できるのは、三重県で伊勢のサンアリーナと四日市しかありません。器具がそろっているのもその2カ所しかありませんので、三泗中体連はもちろん中央緑地で行っております。体操は、なかなか頻繁に競技大会があるという種目ではありま

せんが、必ず三四中体連の試合は四日市の体育館で行っております。

○ 豊田政典委員

さっきの内村選手云々というのも、四日市でやっていないですよ。

○ 小垣内スポーツ課長

去年の実業団は伊勢のサンアリーナで行われました。

○ 豊田政典委員

そうすると、現在のスポンジゴム製は競技基準に合っていないけれども、中体連なり大会はやっていたというところがよくわからないので、もう少し教えてください。

○ 小垣内スポーツ課長

体操競技界にはちょっと失礼な答弁になるかわかりませんが、まだ三泗中学生レベルでは、なかなかその器具をこなすまでのという段階ではないですが、もうそろそろ言ったらおかしいですけど、育ってきていますので、十分このマットを使っていただくことによって高度な技にも取り組んでいただけたらと思っています。

○ 豊田政典委員

そうすると、今回の取得目的、変える目的が、うまく言いたいんですけど、言えるかどうか、言えなかったら言い直してほしいんですけど、ことしの11月に大きな大会があると。それにも使えます。今まで中学生はスポンジ製で十分だったけれども、スプリング製に変えることによって、市内の体操選手のレベルも上げたいので、この11月大会に限らず、スプリング製に変えれば、体操選手のレベルアップにつながるからということですか。それとも、11月にあるから、そのために変えるんですか。ではないですよ。

○ 小垣内スポーツ課長

豊田委員のおっしゃるとおり、レベルアップにつなげるというのが目的でございます。

○ 豊田政典委員

わかりました。

### ○ 石川勝彦委員

入札結果についてお尋ねしますが、1回、2回はともかくとして、3回目になって、総辞退をして、非常にトヨタスポーツシステムズというのは、智積3196の1ということで、いろいろいろいろな人からお聞きしております。だから、あえて第3回目の入札でこういう結果が出ておるというのも、ああ、なるほどなという、非常に奥の深い魑魅魍魎とした世界と言ってもいいぐらいのあれで、最終的にトヨタスポーツシステムズがどういう仕掛けをしたのか知りませんが、なぜこういうような結果になったのか、落ちるべきして落ちるとい、事前にこのような状況になってくるということは、もうこれは早くからわかっておったことなんです、1回、2回と皆さん強調された。3回目になったら総辞退された。その辺の事情について聞かせてください。このトヨタスポーツシステムズというのは、場所をご存じですか。しっかり確かめていますか。ちゃんと株式会社という経営をなさっていますか。

### ○ 小垣内スポーツ課長

石川委員のご質問ですが、申しわけないですが、入札方法とかのところまでは、ちょっと私どもは把握していませんので、ちょっと調達契約課のほうでお願いしていますもので、その結果がこういう最後の3回というのも、私ども、大分厳しい予算だったので、落とさせていただけるかどうかというほうが心配でした。

### ○ 石川勝彦委員

調達契約課に聞かないとわからないけれども、調達契約課も、トヨタスポーツシステムズについてはつかみ切っていないんですよね。正体不明というか、その場所にあるのかどうか、ちゃんと知っているの、経営、ちゃんとしているのと同じような質問をしても、だんだんと調達契約課長はかわっていきますので、確認をしても、いわゆる申告のメンバーとしての登録はしてあっても、確認がなされていない。条件がみんなそろっているから、受け入れておっていただくわけですがけれども、こういう結果を見ると、やっぱりちょっとどころか、ああ、やっぱりかという印象があるんですよね。

今、課長のほうからそういうご答弁をいただいたので、入札関係については調達契約課

だからわからないと。わからないでいいとしても、やっぱり材質の問題、この辺のところもそう大きな心配はないと思います。上手に仕入れて上手に入ってきておりますし、上手な値段で結構いい利益を上げておると、こういうところまで申し上げておいて、もうこれであえて質問するに値しませんのでやめますけれども、やっぱりこの辺のところは、入札だけの問題じゃなくて、こうやって世評にあらわれておったら、ある程度説明が、疑問に思わないのが不思議だと思うんですよね。課長、いかがですか。

#### ○ 小垣内スポーツ課長

申しわけありません。なかなか高額の商品で、スポーツ課もそうそう備品を購入するという経験がありませんもので、本当に備品って何年かに1度ぐらい、こんな体操器具も久々なもので、そういうところまで気が回りませんでした。

#### ○ 石川勝彦委員

畠山理事、いかがですか。

#### ○ 畠山教育委員会理事

89ページをもう一度ごらんいただきたいと思います。これにつきましては、9社が入札を行っているところでございます。この業者の選び方、私も調達に聞きました。その中で、やっぱり市は、こういった物品納入の方をリストにして、指名リスト、調達を希望する業者さんに、事前に何を商っていますかというので届け出させていただいております。今回の場合、お聞きしましたら、スポーツ用品の第1順位に希望している業者さんが市中でこれだけあるという形で、調達契約課のほうで選んでいただきました。そういった中で9社の指名競争入札でございます。

一番下段にございますように、こういった入札等を行う場合には予定価格というのを定めております。ここがございますように、2707万6000円という予定価格のもと、入札が執行されました。ここにございますように、1回目は当然ながら、この予定価格を上回っていると。2回目も、1社が辞退する中、これで見ますと、トヨタスポーツシステムズさんが2710万円と入れられていますけれども、2707万6000円を上回っているということから、3回目の入札というふうになったように聞いております。そういった中で、結果としてほかの業者さんが、自分のところの店の限界があったのかどうかわかりませんが、入札結果と

して、トヨタスポーツシステムズさんが3回目でようやく予定価格を下回ったというような結果というふうに思っております。

○ 石川勝彦委員

これは、第3回の入札を辞退された会社のほうから、いろいろと数社から聞いておりますので、この辺のところも今後の課題として、教育委員会の問題ではないとしても、やはりもうちょっとその辺のところは感度鋭く対応していただくのが望ましいのではないかなということだけ申し上げて、終わります。

○ 中川雅晶委員長

ほか、ご質疑はございませんでしょうか。

○ 小川政人委員

そういえば、前、柔道の畳か何かを変えたとき、あったやんか。

○ 石川勝彦委員

それもここ。

○ 小川政人委員

何にも知らんと言うのがおかしいのと違うか。それはいいけれども、そんなのは、畳でもこれでも備品でも取引があるわけやんか。小垣内さん、何にも知りませんか言うのはおかしいと違うか。

○ 小垣内スポーツ課長

スポーツ課が柔道の、三滝の武道館を建てかえたときは、工事でやらせていただきまして、たしかインテリアブンカさんというところが工事でとったと。その1年か2年後に中学校の武道館の畳のときは、工事でなくて備品でということでは何かご審議をしていただいたのは覚えています。

○ 小川政人委員

それがここや。

○ 小垣内スポーツ課長

そうです。私どもの三滝武道館のときは工事で入れかえさせていただいたということです。

○ 小川政人委員

もう一つ教えて。選抜アンダー12体操というのは、アンダー12というのは12歳以下という意味にとってええのか。

○ 小垣内スポーツ課長

最近、何の競技も、中学校、小学校という区分でなくて、世界的な基準で、年齢でやる場合が多いもので、サッカーでもそうですけど、それでアンダー12という区切りで大会があるということです。

○ 小川政人委員

大体小学生。

○ 小垣内スポーツ課長

そうですね。

○ 小川政人委員

もう一つ、これは変えるとして、体育館の建てかえを計画していますやんか。そうすると、これはまた使うという形で購入しておるのか、もう建てかえと同時にこれは違うものにまた変わっていくのかというのは、どういう。

○ 小垣内スポーツ課長

現在、体操協会さんとも確認のところ、このまま三重国体でも使えるというご返事はいただいていますけど、十分耐久性もありますけど、ただ、この競技は割と種目で進歩するところもあるんですけども、マットはもうしばらく大丈夫やということはお聞きしていま



す。確実なことまでは言えませんが、三重国体までは十分使えるということでお返事いただいています。

○ 小川政人委員

お返事じゃなくて、体育館を建てるのは市が建てるのやで、自分たちが考えやんと、新しい体育館に十分使っていけるというあれがあるのかないのかは自分たちが考えるんやろう、備品とか。体育協会とか体操協会とか、そういうものじゃなくて。もしそれができやんのやったら、少々我慢しても、アンダー12やったら、そんな高いレベルの床運動はやらへんのやで、今のままだもいいわけやし、そこはきちっと考えやんとあかんのと違うか。

○ 中川雅晶委員長

主体的に明確にお答えください。

○ 小垣内スポーツ課長

新しい体育館でも使用していきます。

○ 小川政人委員

大丈夫やな。

○ 小垣内スポーツ課長

大丈夫です。

○ 中川雅晶委員長

ほか、質疑ございますか。

○ 野呂泰治委員

床2面というんですけど、それでない、違う種目、例えばバレーとか、ほかにもこの体育館を利用しますわね。そのときにはこの床、ちゃんと保管というか、そういう場所があるんですよ。どんなふうな、ちょっとようイメージできへんもんで。

○ 小垣内スポーツ課長

今使用している床マットも倉庫に保管しております。それと入れかえて保管するという  
ことです。

○ 中川雅晶委員長

よろしいですか。

ほか、質疑ございませんか。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

質疑もないようですので、これより討論に移ります。

討論がありましたら、ご発言、お願いいたします。

(なし)

○ 中川雅晶委員長

討論もないようですので、これより採決を行います。反対等の表明もございませんで  
したので、簡易採決とさせていただきます。

議案第13号動産の取得について、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第13号 動産の取得について、採決の結果、別段異議なく可  
決すべきものと決する。]

○ 中川雅晶委員長

以上で議案のほうは終わったんですが、ちょうど時間もあるので、10分程度休憩をさせていただきます。3時50分再開とさせていただきますので……。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

やります。よろしく……。

○ 小川政人委員

予備日やるんやろう。もうやめよに。

○ 中川雅晶委員長

でも、まだ3時40分ですから、もうちょっとやりましょうに。

○ 小川政人委員

ゆっくり協議会をやりたいで、時間をかけて。

○ 中川雅晶委員長

そうしたら、再開後、協議会だけじゃなくて、ちょっと審議するものもありますので、1時間ぐらい協議会、できるところまでやらせていただいて、ちょっと委員会の協議をするということで、5時ぐらいまでに終わらせていただくということでどうでしょうか。そのままいきます。

○ 豊田政典委員

終わり。

○ 中川雅晶委員長

終わりって、早過ぎますって。もうちょっとやりましょう。

休憩します。再開は3時50分です。

15 : 38 休憩

---

16 : 54 再開

○ 中川雅晶委員長

そうしましたら、委員の皆さん、まず、6月定例会議会での所管事務調査ですが、なかなか日程的にはタイトなので、閉会中調査という形でさせていただいてもよろしいですか。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございます。

続きまして、7月9日の議会報告会についてですが、皆さんのお手元のほうに議会報告会の事項書(案)というのをお配りさせていただいているんですが、その2枚目に審査案件、報告案件の担当別というか、させていただこうと思うんですが、総括の説明は私がさせていただいて、あと健康福祉部それぞれ、それからこども未来部、教育委員会、健康福祉部の請願2本という形で、大体こういう形で担当を分けたいと思いますので、豊田委員は7月9日は欠席というふうにお伺いさせていただいていますので、豊田委員以外で割り振りをしたいと思いますので、まずご希望を。

○ 諸岡 覚委員

じゃ、もう先頭行きますわ。

○ 中川雅晶委員長

はい。先頭を諸岡委員と。

もう早い者勝ちですので。

○ 川村高司副委員長

司会進行。

○ 中川雅晶委員長

司会進行。どっちの、司会進行、シティーミーティングと、それから議会報告会と両方あるんですが、両方でもどっちでもいいんですけど。

○ 川村高司副委員長

議会報告会。

○ 中川雅晶委員長

議会報告会、副委員長。

小川委員、国民健康保険料と介護保険料のほう。

○ 小川政人委員

今の決定と違うことを言ってもいいのかな。

○ 中川雅晶委員長

いや、それは……。

○ 小川政人委員

それ言うでね。じゃ、俺に賛成してくれやんと、こいつら、レベルが低いんやと。

○ 中川雅晶委員長

じゃ、違う人に誰か。

○ 諸岡 党委員

小川委員でいいんじゃない。

○ 中川雅晶委員長

じゃ、小川委員によろしくお願いします。せっかく全体会へ上げさせていただいたので、よろしくお願いします。

○ 野呂泰治委員

僕は5番目。

○ 中川雅晶委員長

5番目、教育委員会。

○ 野呂泰治委員

ちょっと言うたら、外してもらって。

○ 石川勝彦委員

じゃ、こども未来、私が行きましようか。

○ 中川雅晶委員長

こども未来、石川委員。

じゃ、樋口委員、どっち。

○ 樋口博己委員

何が残っているんですか。

○ 中川雅晶委員長

あと、体操器具と請願が。

○ 樋口博己委員

体育館で。

○ 中川雅晶委員長

樋口委員は体育館。

じゃ、来ておられない土井委員だけかな。

(発言する者あり)

○ 樋口博己委員

請願は委員長にやってもらったほうがいいと思います。

○ 中川雅晶委員長

請願は僕。じゃ、請願は私がやらせていただいて、シティーミーティングの司会進行を土井委員にやっていただきましょうかね。ということでよろしく願いをいたします。

それから、報告は5分程度でまとめていただきますよう、よろしく願いをいたします。また、資料等がありましたら、事前に事務局のほうへよろしく願います。

○ 石川勝彦委員

9分やったら1分で終わるよ。

○ 諸岡 党委員

私、2分で終わります。

○ 小川政人委員

別に1分でやって、質問してくださいというな。

○ 石川勝彦委員

小川委員、しゃべってくれるやろ。

○ 小川政人委員

俺は、これが間違うておると言うだけで終わりや。

○ 中川雅晶委員長

その辺は調整いただきますよう、よろしく願いします。

続きまして、行政視察についてですが、お手元のほうにも行政視察の行程表のほうを配付させていただいておりますので、最終的には、直前になったら詳しくはまた配付させていただきますが、そういう行程でやらせていただきますので。

○ 小川政人委員

もうこれは決まり。

○ 中川雅晶委員長

決まりです。

○ 小川政人委員

決まりでええの。時間的にもな。

○ 中川雅晶委員長

決まりなんですけど、もしちょっと変更等があれば、最終的に事前に詳細はまたお知らせをさせていただきますということです。

休会中の所管事務調査ですが、先ほど豊田委員から、幼稚園、それからこども未来部、場合によっては学童保育等も入れて、子ども・子育てについて今度シティーミーティングでお伺いしますので、それも受けて所管事務調査をしてもいいかなと思うんですが、よろしいでしょうかね。

(異議なし)

○ 中川雅晶委員長

ありがとうございました。

じゃ、日程なんですけど、今のところ7月22日の午前10時からと8月7日の午前10時からと、この二つしかなかなか。

○ 小川政人委員

8月7日って何かあらへんかったっけ。

○ 中川雅晶委員長

8月7日、何かありましたっけ。



○ 小川政人委員

全国の議長会のあれは何やったっけ。

○ 野呂泰治委員

監査か何か。昼から監査。

○ 石川勝彦委員

午前中はええの。

○ 中川雅晶委員長

昼から監査でしょう。

○ 小川政人委員

全国議長会かなんかあらへんかったっけ。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

議長と局長だけ。

○ 小川政人委員

いやいや、俺、行くでさ。

○ 中川雅晶委員長

行かれるの。

○ 小川政人委員

あれはみんな行くんやったよね。

○ 中川雅晶委員長

行かれるんですね。8月7日。

○ 小川政人委員

うん。

○ 中川雅晶委員長

それなら、7月22日しかないですね。いいですか。

○ 小川政人委員

いや、別に僕、欠席で7日もやってもろうたらええやん。

(発言する者あり)

○ 中川雅晶委員長

入っているのね。そうやね。それに行かれる議員さんもおられると。

じゃ、7月22日午前10時ということで決定します。よろしくお願ひいたします。

それから、議会報告会ですが、先ほどちょっとお伝えするのを忘れまして。7月9日の18時30分からの議会報告会に、那覇市議会と岐阜市議会が当日の議会報告会を視察されるということですので、よろしくお願ひを。

○ 小川政人委員

余計燃えるぞ。

○ 中川雅晶委員長

那覇と岐阜。

○ 樋口博己委員

7月22日は午前中。

○ 中川雅晶委員長

午前中です。はい。

あと、一応、この間、皆さんに協議させていただいた子ども・子育て関係というか、保育園とか幼稚園とか、それから、その関係者並びに保護者の方にこの案内を理事者を通して出させていただくようにしますので、あと、議員の皆さんも、そういう関連のあるような方にぜひまた周知していただいて、結集のほう、よろしくお願いを申し上げます。

以上です。

ほか、ありませんか。

○ 小川政人委員

一つ聞いていい。大分へ行くけれども、大分はその施設、目的だけで、市議会には入らへん。それを聞いておかなね。

(発言する者あり)

○ 小川政人委員

違う。この前会うたで、また行っては、議会運営委員会で行ったときに来てくれたで、また来てくれると悪いなと思って、どう行くんやろうと思って。何とかホールとか書いてあるんやけど。

○ 中川雅晶委員長

そなんん行きました。

○ 小川政人委員

違う違う。行きましたじゃなくて、大分ホルトホール訪問予定と書いてあるで、事務局には直接入りませんねと確認しておるの。

○ 諸岡 覚委員

行くのはホールだけかという話でしょう。

○ 小川政人委員

そうそう。

○ 中川雅晶委員長

一旦市議会というか、市役所に行って、その後、外へ。

(発言する者あり)

○ 小川政人委員

違う。訪米団のあれがさ。この間、議会運営委員会で行ったときも、大分へ行ったやんか、ことしな。そのときも来てくれたで。

○ 中川雅晶委員長

どうしても大分をとということで、入れさせていただきました。よろしく申し上げます。

○ 小川政人委員

それはええねん、何も文句言っておらへんで。

○ 中川雅晶委員長

じゃ、そういうことで、長時間、どうもありがとうございました。また来週、協議会2件、よろしくお願いたします。

どうもありがとうございました。お疲れさまでした。

17:03 閉議